



大阪医科薬科大学  
Osaka Medical and Pharmaceutical University

Faculty of  
Medicine

# 学生生活の手引き

2026

## はじめに

いま手に取っていただいている「学生生活の手引き」には、学生のみなさんが大学生生活を送るうえで欠かせない生活全般、課外活動に関する情報や、学内諸規定を、コンパクトにまとめてあります。

在学中わからないこと、困ったことがあったときは、まずこの冊子を開いてみましょう。詳しい情報は、各連絡先から入手することができます。

有意義な大学生生活を送るためにも、この「学生生活の手引き」を上手に活用してください。

学生生活や授業に関する最新の情報は、大阪医科薬科大学ホームページ、各学部の UNIVERSAL PASSPORT、シラバスを通じて発信していますので、併せてご覧ください。

### 大阪薬科大学



1904

大阪道修薬学校設立

1925

道修女子薬学専門学校設立

1949

帝国薬学専門学校と改称

1950

大阪薬科大学設置認可

1968

薬学科、製薬学科の2学科制とする

1975

大学院薬学研究科薬学専攻修士課程設置

1984

大学院薬学研究科薬学専攻博士課程設置

2006

薬学科(6年制課程)、薬科学科(4年制課程)設置

2010

大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程設置

2012

大学院薬学研究科薬学専攻博士課程(4年制)設置

大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程設置

### 大阪医科大学



1927

大阪高等医学専門学校設立

1929

大阪高等医学専門学校附属看護婦学校設立

1946

大阪医科大学設置認可(旧制大学)

1952

大阪医科大学設置認可(新制大学)

1959

大学院医学研究科博士課程設置

1978

附属看護婦学校を附属看護専門学校に変更

2009

看護学部設置

2014

大学院看護学研究科設置

2020

大学院医学研究科修士課程設置

2021.4

「大阪医科薬科大学」  
誕生

# 全学共通

<b>1</b>	建学の精神・学是	3
<b>2</b>	大学の理念・目的	3
<b>3</b>	大阪医科薬科大学 学歌	4
<b>4</b>	キャンパス	5
<b>5</b>	学生生活についての基本事項	8
<b>6</b>	健康管理について	16
<b>7</b>	災害発生時の基本的対応	23

### 建学の精神

# 国際的視野に立った良質の教育、研究および医療の 実践を通して至誠仁術を体現する医療人を育成する

## 学 是

### 至誠仁術

財団法人大阪高等医学専門学校は卒業生が医人として「救世仁術」の域に達することを念じています。設立者吉津度のいう「救世」は、仏の悟りを求める菩薩のように豊かな人間性を示すもので、人格として最高の表現とされる「integrity(誠実性)」に共通します。この「integrity」は、孟子の「是の故に誠は、天の道なり。誠を思うは、人の道なり。至誠にして動かざる者、未だ之れ有らず。誠あらざれば、未だ能く動かす者有らず。」における「至誠」と考えられることから、「救世」を孟子の時代から近世、そして現在も使われる崇高で、誠実・篤実な人間性を意味する「至誠」に置き換えました。

すなわち、「至誠」とは人が人間性を追い求めると誠実・篤実あるいは清廉性の境地に到達することで、その誠実・篤実の人が為す医療を「仁術」ということから、「至誠仁術」を本学の学是とします。

### 大学の理念

#### (学則第1条)

大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

### 大学の目的

#### (学則第2条)

本学は、大学の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材



# 大阪医科薬科大学 学歌

作 詞 永田 和宏  
作曲・編曲 千住 明

一、風さゆる 淀の川岸 歩みつつ

若者よ

生命の不思議に 魅せられて  
世界の知へと 挑むべし

医学薬学 相携へて

病む人にこそ 耳傾けよ

若き日々を ここに集はむ  
ああ北摂の われらが母校

二、はるかなる 生駒山脈 霞みつつ

若者よ

生命の謎に 触れながら  
世界へ問ひを 発すべし

医学薬学 相携へて

病む人どこそ ともにあるべし

若き日々を ともに語らむ  
ああ北摂の われらが母校

三、みどりなす 加茂勢の山を 眺めつつ

若者よ

生命の重みを 受け止めて  
医療を拓く 人となれ

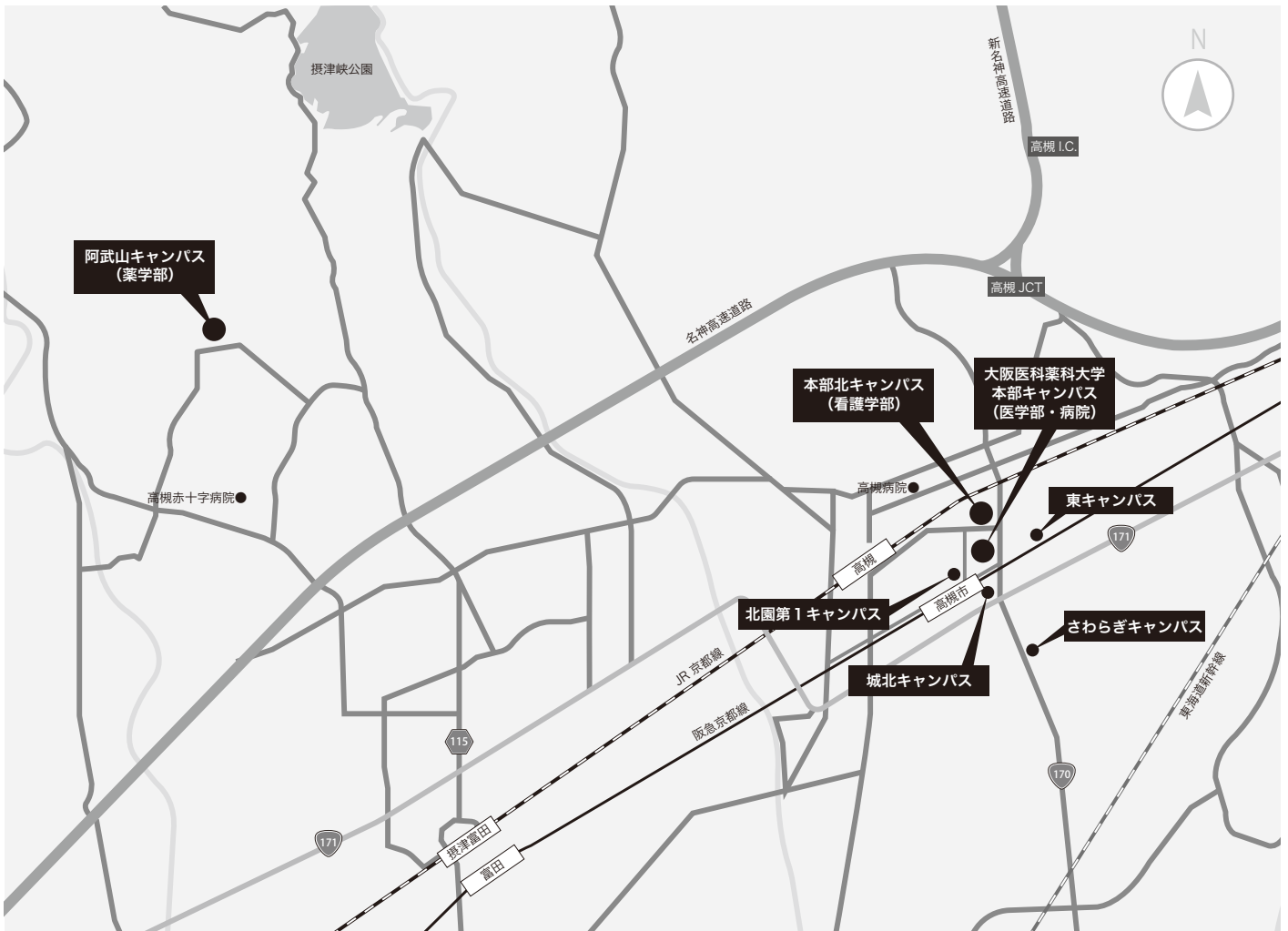
医学薬学 相携へて

病む人をこそ やさしく包め

若き日々を ともに進まむ  
ああ北摂の われらが母校

ああ北摂の われらが母校

## 4 キャンパス

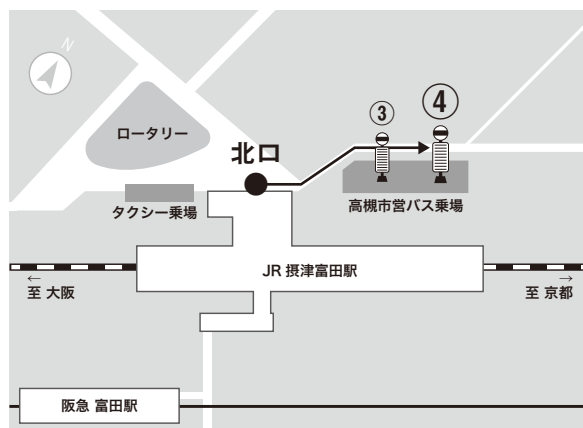


### ■ 本部キャンパス

JR 東海道本線 (JR 京都線) 「高槻」 駅下車 南口より徒歩 8 分  
阪急京都線 「高槻市」 駅下車 出口 1 よりすぐ

### ■ 阿武山キャンパス

JR 東海道本線 (JR 京都線) 「撰津富田」 駅又は阪急京都線 「富田」 駅下車後  
高槻市営バス 「JR 富田駅」 (4 番乗場) で 「大阪医科薬科大学 (薬学部)」 行き又は 「公団阿武山」 行きに乗車し、  
「大阪医科薬科大学 (薬学部)」 下車



## 本部 / 本部北キャンパス拡大図

### 本部キャンパス

- C01 - 総合研究棟
- C02 - 本館・図書館棟
- C03 - 講義実習棟
- C04 - 新講義実習棟
- C07 - 第1研究館
- C09 - 第3研究館
- C10 - 管理棟
- C15 - 歴史資料館  
(旧別館 / 登録有形文化財)

- H01 - 病院1号館
- H02 - 病院管理棟
- H03 - 病院2号館
- H04 - 病院外来棟
- H05 - 病院3号館
- H06 - 病院本館
- H08 - 病院6号館
- H09 - 病院東館
- H10 - 病院西管理棟
- H11 - 訪問看護ステーション
- H12 - 関西BNCT共同医療センター
- H21 - 中央手術棟

### 本部北キャンパス

- C21 - 看護学部棟
- C22 - 看護学部研究棟
- C23 - 講堂
- C24 - 保育所
- C25 - 学生会館

### 北園第1キャンパス

- C32 - LDセンター



## 城北 / さわらぎキャンパス拡大図

### 城北キャンパス

- C41 - 弓道場

### さわらぎキャンパス

- C51 - 体育館
- C52 - 運動場
- C53 - クラブハウス (志命館)
- C54 - 空手道場
- C55 - テニスコート



## 5 学生生活についての基本事項

### 1. 大学からの連絡事項について

大学からの連絡（通知、呼出など）は、掲示又はUNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）で行われます。掲示板及びUNIVERSAL PASSPORTを毎日確認する習慣をつけてください。掲示板及び掲示に関する詳細は、各学部のページで確認してください。

#### （1）UNIVERSAL PASSPORT（ユニバーサルパスポート）について

本学には、インターネットを利用して連絡する学生ポータルシステムがあります（UNIVERSAL PASSPORT）。パソコンやスマートフォンからログインすれば、学生個人ごとに、大学からのお知らせ、時間割、学業成績などを確認できます。学生には個別にパスワードが与えられ、個人情報 は 厳重に保護されるようになっています。また、UNIVERSAL PASSPORTにメールアドレスを登録しておく と、休講情報、科目担当者からのお知らせ、大学からのお知らせなど、新しい連絡事項が入るたびにメールでも配信されますので、必ず登録しておいてください。

#### UNIVERSAL PASSPORT

PC版URL

医学部・薬学部・看護学部 <https://unipa.ompu.ac.jp>

#### スマートフォン対応版 QRコード



医学部  
薬学部  
看護学部

#### （2）大学ドメインのメールアドレスについて

本学では、学生に大学ドメイン（\*\*\*\*@s.ompu.ac.jp）のメールアドレスを付与しています。上記UNIVERSAL PASSPORT同様、大学からのお知らせ等を配信することがありますので、毎日確認する習慣をつけてください。

## 2. 学生証・学籍番号について

「学生証」は、本学の学生であることを証明する大切なものです。他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。医学部・薬学部では6年間、看護学部では4年間使用しますので大切に扱ってください。構内では常に携帯し、次の場合これを呈示しなければなりません。

- (1) 本学教職員から請求があった場合
- (2) 各種証明書及び学割証の交付を受ける場合
- (3) 試験を受ける場合
- (4) ICカードリーダーにより授業の出席確認を受ける場合
- (5) 通学定期券または学割乗車券を購入の際及びそれを利用して乗車乗船し、係員から請求があった場合
- (6) 本学図書館入退館の場合

期間延長が必要な際には、UNIVERSAL PASSPORTで案内しますので、指定された期日までに手続きを済ませてください。また、卒業や退学で学生の身分を離れる場合は、返還しなければなりません。

紛失したり破損したりしたときは、学生証再交付願に所定の手数料（1,500円）を添え、以下の窓口で申し込んでください。

医学部・・・本部キャンパス 学務部 医学事務課  
 薬学部・・・阿武山キャンパス 薬学学務部 学生課  
 看護学部・・・本部北キャンパス 学務部 看護学事務課

学籍番号は、入学時に付与され在学中変わることはありません。試験や各種届出、申込みの際に必要となります。学籍番号は次のような構成になっています。

	学部・大学院 識別コード	学部・研究科 識別コード	学科・専攻 識別コード	入学年度	個人番号
例	5	1	1	26	001

### コード体系

学部・学科		学部・大学院コード	学部コード	学科コード	入学年度	個人番号
医学部	医学科	5	1	1	26	001～
薬学部	薬学科	5	2	1	26	101～
看護学部	看護学科	5	3	1	26	001～

### 博士前期課程（修士）

研究科・専攻		学部・大学院コード	研究科コード	専攻コード	入学年度	個人番号
医学研究科	医科学専攻	6	1	2	26	001～
薬学研究科	薬科学専攻	6	2	2	26	901～
看護学研究科	看護学専攻	6	3	1	26	001～

### 博士課程・博士後期課程（博士）

研究科・専攻		学部・大学院コード	研究科コード	専攻コード	入学年度	個人番号
医学研究科	医学専攻	7	1	1	26	001～
薬学研究科	薬学専攻	7	2	1	26	051～
	薬科学専攻	7	2	2	26	001～
看護学研究科	看護学専攻	7	3	1	26	001～

### 3. 人権侵害のないキャンパスを目指して

人間の尊厳に基づく人間固有の権利である人権を相互に尊重し合うことにより、人権を不当に侵害されることのない環境で修学または就労できるよう、「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」を定めています。

人権侵害を受けたと感じ、悩むような場合は、秘密は厳格に保護されますので、安心して学内のハラスメント相談員に相談してください。

#### ハラスメント

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えることを指します。（「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」(p.69～)参照）以下に一般的なハラスメントの定義を紹介します。

#### セクシュアル・ハラスメント

行為者本人が意図するしないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

#### ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

#### マタニティ・ハラスメント

妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを指します。

#### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を指します。

#### アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における権力を利用した嫌がらせを指します。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

#### モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせることを指します。

#### アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

#### その他のハラスメント

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（性自認）に関連する差別やいじめ、暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ（いわゆるSOGIハラ）、あるいはこれらの望まぬ暴露（アウティング）などもハラスメントに位置づけられます。

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる迷惑な行動、キャンパスでの学生や教職員等に対するいきすぎた言動、患者や患者家族に対する医師や看護師をはじめとする医療従事者の心ない言動などもハラスメントに含まれます。

どのように感じ、考えるかは個人によって異なることを認識し、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそが、ハラスメントの防止において、最も重要です。

## 学生向け相談窓口

本部キャンパス・本部北キャンパス		代表	窓口
医学学生生活支援センター	教員、担任・メンターによる面談	センター長 廣瀬 善信 教授	医学事務課
看護学学生生活支援センター	教員、チューターによる面談	センター長 池西 悦子 教授	看護学事務課
保健管理室	面談（カウンセリング）	室長 大須賀 慶悟 教授	hokekan@ompu.ac.jp

阿武山キャンパス			
薬学部学生相談室	TEL：072-690-1077	p-counsel@ompu.ac.jp	〒569-1094 大阪府高槻市奈佐原4-20-1 大阪医科薬科大学 薬学部 学生相談室 宛
薬学学務部 学生課	TEL：072-690-1014	p-hrs-study@ompu.ac.jp	〒569-1094 大阪府高槻市奈佐原4-20-1 大阪医科薬科大学 薬学学務部 学生課 ハラスメント相談窓口 宛
健康管理支援室	TEL：072-690-1289	p-health@ompu.ac.jp	※不在時は 薬学学務部 学生課まで
相談員（大学ホームページに記載）又は、各学生担当アドバイザー	電話、メール等で連絡		

キャンパス共通：外部相談窓口			
協和綜合法律事務所	弁護士による相談	豊浦伸隆弁護士	06-6311-8800 hotline@ompu.ac.jp

## 4. 成人年齢が 18 歳に変更となったことに伴う注意事項

2022年4月1日から、民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられました。18歳からできるようになることがある一方で、20歳にならないとできないこともあります。

成年年齢に達すると、親の同意を得なくても自分の意思で様々な契約ができるようになる一方、未成年のときとは違い、結んだ契約は原則取り消すことはできません。成年になったばかりの学生のみなさんは、社会経験が浅いため悪質な業者や勧誘にとって格好の標的です。学生生活を契約トラブルで台無しにしないよう、契約時には細心の注意をはらうようにしましょう。

18+

「18歳からできる」ようになること

- ・携帯電話の契約
- ・ひとり暮らしの部屋を借りる
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む

20+

「20歳にならないとできない」こと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇
- ・国民年金の加入

### トラブルに遭わないために

(1) 契約をする前に契約内容をよく確認しましょう

口約束、スマホの画面上のたったワンクリックでの約束でも契約は成立し、署名・捺印が無くても、法的責任は発生します。契約を結ぶ前には契約書を理解するまでしっかり読みましょう。

(2) おいしい話は鵜呑みにせず、契約する気がないときはきっぱり断る

おいしい話や儲け話は、まず人に言いません。鵜呑みにしないように気を付けましょう。

あいまいな返事、態度はトラブルの引き金となります。きっぱり断りましょう。

(3) あなたも加害者になる可能性があります

違法なマルチ商法などにあなたが友だちを勧誘すれば、友人関係が壊れるだけでなく行政処分や刑事罰の対象となることがあります。気を付けましょう。

(4) わからないときはひとりで悩まず「すぐ相談」

ひとりで悩んでいても解決しません。解らないことは信頼できる人（ご両親など）に相談しましょう。お住まいに近い消費生活相談センターには電話番号「188（イヤヤ）」でつながり、専門の相談員が対応してくれます。

詳細はこちらから確認することができます

法務省HP

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)



闇バイト関係

いわゆる「闇バイト」の危険性について | 警察庁Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>



消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)



オンラインカジノ

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です | 警察庁Webサイト  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>



依存症

依存症って？

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001297557.pdf>



消費者ホットライン 「188（局番なし）」 日本全国、お近くの相談窓口へ案内してくれます。

## 5. 怪しい勧誘に注意

巧妙に仕組まれたワナにはまり、気がつけば、のめり込んで学業を放棄してしまったり、健康食品、化粧品、エステ、語学教材、宝石類などの高額なローンを組まされたりすることがあります。

世間にうまい話はないと心得て、次のような怪しげな勧誘にはくれぐれも警戒し、軽々しくついて行かないこと、安易に契約書に署名しないこと、などに注意してください。また、個人情報他人には教えず、身に覚えのない請求は無視するようにしてください。

[例]

- ・正式な名称を名乗らず、サークル活動やボランティア等の活動へ誘う。
- ・「悩みの相談に乗ります」「新たな出会いが生まれます」などと近づいてくる。
- ・「あなたのために祈らせてください」と近づき、セミナーなどへ参加を強要する。
- ・健康食品を購入し、友人に売ればマージンが入り、その友人が新たに会員を増やすとボーナスが入ると一部の成功例を強調し、必ず儲かると誘惑する。
- ・街頭でアンケート調査をしていますと声をかけられ、協力してもらえれば試供品を差し上げますと事務所に誘い、高額な商品の契約を迫る。
- ・お届け物ですと部屋を訪ね、ドアを開けると水道局や消防署などの職員を装い、無料点検と言って部屋に上がり、商品の購入を執拗に迫る。
- ・出会い系サイトで知り合った異性から、会社のイベントに招待され、高額な商品を購入するよう契約させられる。
- ・カード管理会社などと偽ったメールが届き、カード番号・住所など個人データを入力させて返信させる。
- ・身に覚えのないアダルトサイトの請求のメールが、携帯に届く。

### クーリング・オフ制度

特定商取引では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めている制度です。クーリング・オフの期間は契約書面を受けとった日も含めて

8日間…電話による勧誘販売、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）など

20日間…マルチ商法、内職商法

となっています。この期間内に書面（書留）または電磁的記録（電子メール、USBメモリ等の記録媒体、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAXなど）で相手に通知します。なお通信販売にはこの制度は適用されません。詳細は各学部の担当課、または以下の相談機関へ問い合わせてください。

消費者庁	消費者ホットライン	高槻市立消費生活センター	近畿経済産業局消費者相談室
 消費者庁 HP	局番なし 188（いやや）	(072) 682-0999	(06) 6966-6028
		 高槻市立消費生活センター HP	 近畿経済産業局消費者相談室 HP

## 6. ソーシャルメディア等の利用について

ソーシャルメディア等の利用は簡単な操作で、自分や周囲の人に大きな影響を与える結果になってしまうこともあります。ソーシャルメディアやその他のネット環境は、便利なコミュニケーション手段として利用することもできますが、使い方を間違えると大きな問題につながる恐れもあります。ソーシャルメディアやネット上は、プライベートな場所ではありません。身近な友人だけに話しているつもりでも、その内容は他の誰かに見られる可能性があります。また、ネット上には、悪意を持って情報を扱ったり、他人のあら探しをしたりするような人もいます。以下の点をよく理解した上で慎重な利用を心がけてください。

(「学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程」(p.80～)参照)

### (1) 秘密の保持には十分注意してください

自分自身についてだけでなく、他人や大学、その他の機関の情報についても、秘匿情報や個人情報の取扱いには十分注意してください。本名であれば、すぐに個人や機関の特定ができます。また、いくつかの情報を組み合わせれば、特定できる場合もあります。不用意な情報流出により自分自身が加害者になる可能性もあります。

### (2) ソーシャルメディアを通しての発言には十分注意してください

友人同士で話す場合と、ソーシャルメディアを通して発言する場合は、影響の範囲や威力が大きく異なります。発言を見た人、聞いた人すべてが好意的に解釈してくれるとは限りません。また、それらの発言によって、多くの人に迷惑がかかったり、気分を害されたりする可能性もあります。

### (3) 画像を掲載する場合には特に注意をしてください

軽い気持ちで掲載した画像に、自分や他人、大学や関係機関に関する思わぬ情報が含まれていることがあります。本名や住所、顔写真を掲載することで、思わぬトラブルを招く可能性も考えられます。

### (4) 情報の公開には十分注意してください

一度公開された情報は、取り消すことができません。特に公開範囲が広がれば広いほど、トラブルを招く危険度は高くなり、第三者に悪用される可能性も高まります。公開範囲を限定している場合でも閲覧した人が画像や情報をどのように扱うのかわかりません。転送されたり、広く公開されたりする可能性も考えられます。

万が一、個人情報やネガティブな情報が出回ってしまった場合、あなた自身が不利益を被るだけでなく、家族や友人、関係する組織などにも多大な迷惑が生じることとなります。場合によっては、自身の安全が脅かされることにもつながります。

また、問題が生じた場合には、自身のイメージの悪化だけでなく、内容等によっては情報漏洩として、処罰される可能性もあります。その場合、大学としても学則第34条及び懲戒規程に基づいて、処分することとなります。

## **7. 大阪医科薬科大学としての行動について**

患者や周囲の人からは、大学や大学病院の外であっても大阪医科薬科大学の学生として見られています。大学病院や実習先だけでなく、大学内外いたるところで、大阪医科薬科大学の学生として、常に品格のある行動を心掛けてください。

また、身だしなみも振る舞いの一つです。見られた人が快く思えるような身だしなみや発言、行動を心掛けるようにしてください。

なお、あなた一人の不用意な振舞いや発言が、その他の学生、ひいては大学全体のイメージを悪化させることにもつながります。常に大阪医科薬科大学の学生として、自覚と責任をもって振る舞うようにしてください。

## **8. 学生等の懲戒について**

大学の秩序を乱す行為などは学則第34条に基づき、懲戒処分の対象となることがあります。懲戒処分については「大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程」において厳しく定められています。同規程では、授業や試験等における不正行為やその他、公序良俗に反する行為についても厳しく処分することが明記されています。そのようなことがないように、学生の本分を十分理解し、良識ある行動をとってください。

（「大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程」（p.61～）参照）

## **9. 各キャンパスの利用について**

クラブ活動等で阿武山キャンパスやさわらぎキャンパスなどを利用する場合は、それぞれの各キャンパスで定められている規定に従って活動し、管理者の指示に従うようにしてください。

## **10. メディアからの取材について**

各メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）から、学生へ直接、取材もしくは取材依頼がある場合には、取材元から総務部企画・広報課へ取材申込みいただくよう案内してください。また、部外者による無許可の取材には一切応じないようにしてください。

学校法人 大阪医科薬科大学 取材・撮影について



## 6 健康管理について

### 1. 保健管理室・健康管理支援室について

本学学生の保健管理業務を行う部署として、保健管理室（本部キャンパス・本部北キャンパス）及び健康管理支援室（阿武山キャンパス）が設けられています。

#### （1）保健管理室について

健康上の問題が、修学の妨げになることを未然に防ぐために、健康の保持促進、疾病の早期発見や予防を目的とした健康診断や健康相談等の業務を行っています。体調不良（精神的不調を含む）やケガの場合は、保健管理室を活用してください。

連絡先）本部キャンパス 総合研究棟1階 TEL：072-684-6550 メール：hokekan@ompu.ac.jp

#### （2）健康管理支援室について

健康の維持や増進に役立つ健康機器を設置しています。また、急病やケガに対処できるよう休養ベッド・応急処置用品や衛生用品を備えています。また健康についての相談にも応じていますので活用してください。

連絡先）阿武山キャンパス A棟1階 TEL：072-690-1289 メール：p-health@ompu.ac.jp

### 2. 定期健康診断について

毎年3～5月にかけて定期健康診断を実施しています。実習、就職、進学、奨学金の出願等に健康診断受診証明が必要になりますので、健康な学生生活を送るためにも毎年、受診してください。

実施日程、受診項目などの詳細は所管部署（本部キャンパス・本部北キャンパス：保健管理室、阿武山キャンパス：健康管理支援室）からお知らせします。なお、健診の結果は個人に返却し、必要な場合は健康相談を実施します。

#### （1）本部キャンパス・本部北キャンパス：医学部、看護学部

身長、体重、血圧、視力、聴力  
尿検査（蛋白、糖、潜血）  
血液検査（血液一般、肝機能、脂質代謝、糖代謝、痛風）  
胸部X線検査  
心電図（医学部1年生、6年生、看護学部1年生、4年生）  
内科診察

#### （2）阿武山キャンパス：薬学部

身長、体重、視力、聴力  
尿検査（蛋白、糖）  
胸部X線検査  
心電図（1年生）  
内科診察

\*6月～7月に毎年、全学生を対象に心電図検査を実施しています。

特に激しい運動を行う体育クラブは、運動中の事故防止のためにも、必ず受診してください。

\*研究室責任者により指定された学生（4～6年生）は、毎年4月・10月に特殊健康診断（有機溶剤・電離放射線健康診断）を実施しています。

### 3. 学生教育研究災害傷害保険について

本学では、全学生が入学と同時に「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」（通学中等傷害危険担保特約付）に加入しています。次のような場合でケガをした際、保険金が支払われますので、該当者は速やかに以下の窓口で手続きをしてください。

なお、支払保険金は、入院日数・実治療日数によって決められていますが、条件によっては対象とならない場合があります。

（各学部の窓口）

医 学 部・・・本部キャンパス 学務部 医学事務課 看護学部・・・本部北キャンパス 学務部 看護学事務課  
薬 学 部・・・阿武山キャンパス 薬学学務部 学生課

対象となる活動	活動内容の概略
①正課中	講義や実習など
②大学行事中	入学式、学位記授与式、学園祭、球技大会など
③大学施設内にいる間	①②④以外で大学施設内にいる間（ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除く）
④課外活動中	学内外を問わず活動を行っている間
⑤通学中	①②④への参加目的をもって、大学が禁じた方法を除く合理的な経路及び方法により、住居と施設を往復する間
⑥大学施設等相互間の移動中	①②④への参加目的をもって、大学が禁じた方法を除く合理的な経路及び方法により、その活動が行われる場所の相互間を移動している間

対象となる活動	死亡保険金 (事故の日から180日以内に死亡したとき)	後遺障害保険金 (事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき)	医療保険金 (必要な治療日数)	入院加算金
① ②	2000万円	120～3000万円	1日以上	1日につき4000円 (180日まで)
④	1000万円	60～1500万円	14日以上	
③ ⑤ ⑥			4日以上	

また、医学部・看護学部では「学研災付帯賠償責任保険Cコース」（医学賠）、薬学部では「学研災付帯賠償責任保険Aコース」（学研賠）にも加入しています。

国内外において正課中、大学行事中、課外活動中（大学が認めたインターンシップまたはボランティア団体の活動に限る）またはその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した場合には、法律上の損害賠償責任による損害について、保険金（対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度※免責金額0円）が支払われます。事故が起きた場合は速やかに各学部の窓口で報告してください。

なお、詳細については、別途配布する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」またはQRコードより「学生教育研究災害傷害保険」で確認を参照してください。



「学生教育研究災害傷害保険」

## 4. 禁煙について

タバコの健康への悪影響は、医学的に証明されています。また、公共の場所では、禁煙あるいは分煙が進んでいます。

**タバコの害から人を守ることは、世界の流れです。**

20歳未満の喫煙は、「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」（明治33年公布 平成30年題名改正）により禁じられています。また、「健康増進法」（平成14年公布 平成30年一部改正）により、人が集まる場所では受動喫煙を防止することが義務化されています。さらに、国際的にも、「タバコ規制枠組み条約」（平成15年締結）により、各国政府はタバコの煙から国民を保護するための措置を取ることとされています。

**医療人として、率先して禁煙に努めなければなりません。**

医療機関では、全面禁煙が増えています。製薬企業でも、喫煙者を採用しないところが多くなっています。喫煙する場合も、周りの迷惑に配慮しなければなりません。医療人を養成する本学においては、すべての構成員が、自己を律し、率先して禁煙に努めなければなりません。

本学の敷地内（大学病院、本部・北西・北・西・城北・さわらぎ・阿武山キャンパスを含む）は全面禁煙です。喫煙行為を発見した場合、懲罰処罰の対象となります。また、敷地外でも大学近隣や路上等での喫煙は近隣住民の迷惑となりますので禁煙です。IQOS等の電子タバコも同様です。

## 5. 薬物乱用について

法律によって使用が制限されている薬物（麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなど）を医療目的以外に使用することを、薬物乱用と言います。薬物乱用は法律で禁止され、厳しく取り締まられています。一度でも非合法に使用すれば、薬物乱用になります。

これらの薬物は強い依存性があり、乱用を繰り返すと止められなくなり、徐々に精神と身体が蝕まれ、幻覚や妄想が現れ、最後は人格崩壊に至ります。薬物乱用の恐ろしさは、単に乱用者自身にとどまらず、家庭の崩壊や事件の原因にもなり、社会問題にまで発展します。

薬物乱用のきっかけは、「人に勧められて」「軽い気持ちで」「興味から」など、ちょっとした誘惑からだと言われます。しかし、薬物に一度でも手を出すと、止めることが困難です。行き着く先に待っているのは、破滅だけなのです。絶対に薬物乱用をしてはいけません。誘惑に負けない強い意志を持ちましょう。薬物は合法かつ適正に使用するものです。医学・薬学・看護学を学ぶ皆さんは、間違っても薬物乱用に手を染めることのないよう、絶えず襟を正しましょう。

## 6. アルコールについて

（1）アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響について

飲酒した際、飲んだお酒に含まれるアルコールの大半は、小腸から吸収され、血液を通じて全身を巡り、肝臓で分解されます。アルコールの分解には、体内の分解酵素と呼ばれる物質等が関与しています（※）が、体質的に分解酵素のはたらきが弱いなどの場合には、少量の飲酒で体調が悪くなることもあります。

※肝臓で、アルコールはアセトアルデヒドに分解され、さらに酢酸へと分解されます。酢酸は筋肉や心臓に移動してさらに分解され、最終的に炭酸ガスと水になります。

（2）飲酒による身体等への影響

アルコールは血液を通じて全身を巡り、全身の臓器に影響を与えるため、飲みすぎた場合には、いろいろな臓器に病気が起こる可能性があります。飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異なります。主な身体への影響として、以下のような特有の状態変化や固有のリスクなどが生じる可能性があります。なお、体調など個人のそのときの状態にも左右されます。

①年齢の違いによる影響

20歳代の若年者は、脳の発達途中であり、健康問題のリスクが高まる可能性があります。

②性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も少ないため、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。

③体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの強弱などが、個人によって大きく異なり、顔が赤くなったり、動悸や吐き気を引き起こす可能性があります。

(3) 過度な飲酒による影響

過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、以下のようなリスクが高まる可能性があります。

①長期・大量に飲酒することによる「発症」

アルコール依存症、生活習慣病、肝疾患、がん など

②飲酒後にトラブルが発生「行動面」

高所での作業による事故・怪我や他人とのトラブル、下記を伴う器具類の扱いによる事故など

(4) 避けるべき飲酒等について

避けるべき飲酒や飲酒に関連した行動には、例えば以下のようなものが挙げられます。飲酒をする場合には、自分が現在どのような状況にあるのかを確認し、飲酒に適するかを個別に判断していく必要があります。

①一時多量飲酒（特に短時間の多量飲酒）

様々な身体疾患の発症や、急性アルコール中毒を引き起こす可能性があります。一時多量飲酒（1回の飲酒機会ですべて純アルコール摂取量 60g以上）は、外傷の危険性も高めるものであり、避けるべきです。

②他人への飲酒の強要等

飲酒は様々なリスクを伴う可能性があるものであり、他人に無理な飲酒を勧めることは避けるべきです。併せて、飲酒を契機とした暴力や暴言・ハラスメントなどにつながらないように配慮しなければなりません。

③不安を解消するための飲酒

不安の解消のための飲酒を続けることによって依存症になる可能性を高めたり、飲酒により眠りが浅くなり睡眠リズムを乱す等の支障をきたすことがあります。

④病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒（病気などの種類や薬の性質により変わります）

病気等の療養中は、過度な飲酒で免疫力がより低下し、感染症にかかりやすくなる等の可能性があります。また、服薬後に飲酒した場合は、薬の効果が弱まったり、副作用が生じることがあります。飲酒の可否、量や回数を減らすべきか等の判断は、主治医に尋ねる必要があります。

⑤飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

飲酒により血圧の変動が強まることなどによって、心筋梗塞などを引き起こす可能性や、転倒などにより身体の損傷を引き起こす可能性があります。

\* 飲酒チェックツール  
「SNAPPY PANDA」



\* 全国のアルコール健康障害に  
関する相談窓口



\* 健康に配慮した飲酒に関する  
ガイドライン



<https://snappy.udb.jp/drink-check>

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html)

<出典>

厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」及び「みんなに知ってほしい飲酒のこと（広報資料）」より一部抜粋し編集

・健康に配慮した飲酒に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001223643.pdf>

## 7. うがいと手洗いの習慣を！

### (1) 風邪（呼吸器の急性炎症性疾患の総称）

風邪は外からのウイルス、細菌等の侵入によってかかる病気です。また『万病の元』と言われ、長引けば多くの病気を引き起こします。

#### 予防法

うがいと手洗い            ウイルス、細菌が口から喉に、手から口への侵入を防ぎ感染させない。  
十分な睡眠と運動        ストレスを溜めず、生活リズムを整え免疫力・体力を保つこと。  
バランスの良い食事      栄養バランスを考え、食事の偏りをなくし免疫力をつける。

### (2) 食中毒（食中毒予防3原則を守る→「菌」をつけない、ふやさない、やっつける）

予防法                      手洗いが基本 → 流水と石鹸による手洗いが効果的です（口からの細菌侵入を阻止）。  
手洗いは「後」と「前」

#### 「後」

- ・帰宅後、トイレの後、動物や物に触れた後、顔や毛髪に触れた後など
- ・未調理の野菜、魚介類、食肉類、殻付き卵を扱った後
- ・調理器具に触るとき、洗った後
- ・ごみの処理をした後

#### 「前」

- ・調理場に入る前
- ・調理にとりかかる前
- ・調理済食品をあつかう前
- ・食品を盛り付ける前

#### <衛生的な手洗い>

1. 流水で手を洗う
2. 手をぬらし、洗剤やせっけんが泡立つまでこする（約15秒）
3. 手のひら、指の腹面、手の甲、指の背を洗う
4. 指の間（側面）、股（付け根）、親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
5. 指先、手首（内側・側面・外側）を洗う
6. 洗剤や石鹸を十分な流水でよく洗い流す
7. 手をふき乾燥させる

## 8. 自分でできる応急処置

(1) 外傷⇒出血している場合は、まず清潔なタオル等で圧迫止血をする。

傷口の汚れ、異物を流水で洗い流す。傷の状態や痛みの強さに応じて病院へ

- 消毒液は本来傷口を治すための細胞や常在菌にも影響をおよぼすことがあり、治りが遅くなる場合もあるため用いない方がよい
- 傷口の滲出液には傷を早く治す働きがありますので、患部を安静にするとともに、乾燥させない

(2) 鼻出血⇒顔はうつむきにして、小鼻の柔かい部分を圧迫止血する。

(5～10分ぐらいで出血は止まります)。

(3) 火傷⇒流水で患部を20分以上冷やす。

水疱は無理に破らない。火傷の深さ・広さに応じて病院

火傷の深さ	1度(表皮だけ熱傷)⇒皮膚が赤くなりヒリヒリと痛む。
	2度(真皮までの熱傷)⇒水ぶくれができ、強い痛みを感じる。
	3度(皮下組織にまで達する熱傷)⇒皮膚が壊死して白くなり、痛みを感じない。

(4) 捻挫・突き指・骨折⇒基本はライス(RICE)

(不慮のケガで医療機関を受診するまでの応急処置であり、治療ではありません)

- Rest(安静)⇒患部を安静にする、動かさない。
- Ice(冷却)⇒患部を氷・水などで冷やす。
- Compression(圧迫)⇒患部を包帯や伸縮テープ等で圧迫する。
- Elevation(挙上)⇒患部を心臓より高い位置に挙上する。

### 注意事項

- 患部を動かさず体重がかからず、痛みの少ない姿勢をとる。
- 冷やしすぎると凍傷になります。冷却する部分を保護してから冷却する。
- 冷却の初めはピリピリとした痛みからやがて無感覚になります(約15～20分)、そのときは一度冷却を止めて再び痛みがでてきたら冷却します。
- 圧迫が強すぎると血流障害や神経症状(しびれ)を起こします。圧迫部位から先の手・足の指や爪の色・感覚の変化をチェックする。変化があればいったん緩め、再び圧迫をする。

## 9. 救急車の呼び方

思わぬケガや事故に遭遇したら慌てず冷静に行動しましょう!

- ① 「119」番に電話をかける。  
「火事」か「救急」かを聞かれる。→「救急」と答える。
- ② 場所を伝える(目印や目標になるものを伝える)。
- ③ 状態を伝える(意識の有無・心肺停止の有無・出血の有無をできるだけ詳しく、複数いる場合は人数も)。
- ④ 電話をしている人の氏名と電話番号を伝える。
- ⑤ 指示にしたがって応急手当をし、救急車の到着を待つ。

## 10. 感染症の取り扱い

次に定める感染症は予防すべき感染症に定められており、出席停止などの措置がとられる場合があります。症状がある場合や診断を受けた場合には、出席の可否を確認したうえで、登校するようにしてください。

※欠席の連絡、届け出については、各学部の担当課にご連絡ください。

表1.感染症一覧（参考：学校保健安全法施行規則第十八条、第十九条 令和5年5月8日施行）

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種*	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす		
第2種*	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（発熱の翌日を発症後1日目とする）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退した後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第2種感染症にかかった者については、上記の出席停止期間となるが、病状により学校医、その他医師において感染の恐れがないと認めたときはこの限りではない		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（ノロウイルスによる感染性胃腸炎など）	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症に罹患した疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止となることがあります。

## 7 災害発生時の基本的対応

生命の安全確保が最優先です。日頃から非常階段の位置や避難経路を確認し、万々に備えるようにしてください。また、年に1回防災訓練を行います。いざという時にとっさに対応するには、日頃の備えが何より大切です。災害時に自分の命を守るよう、防災訓練には必ず参加してください。

### 1. 地震が発生したら

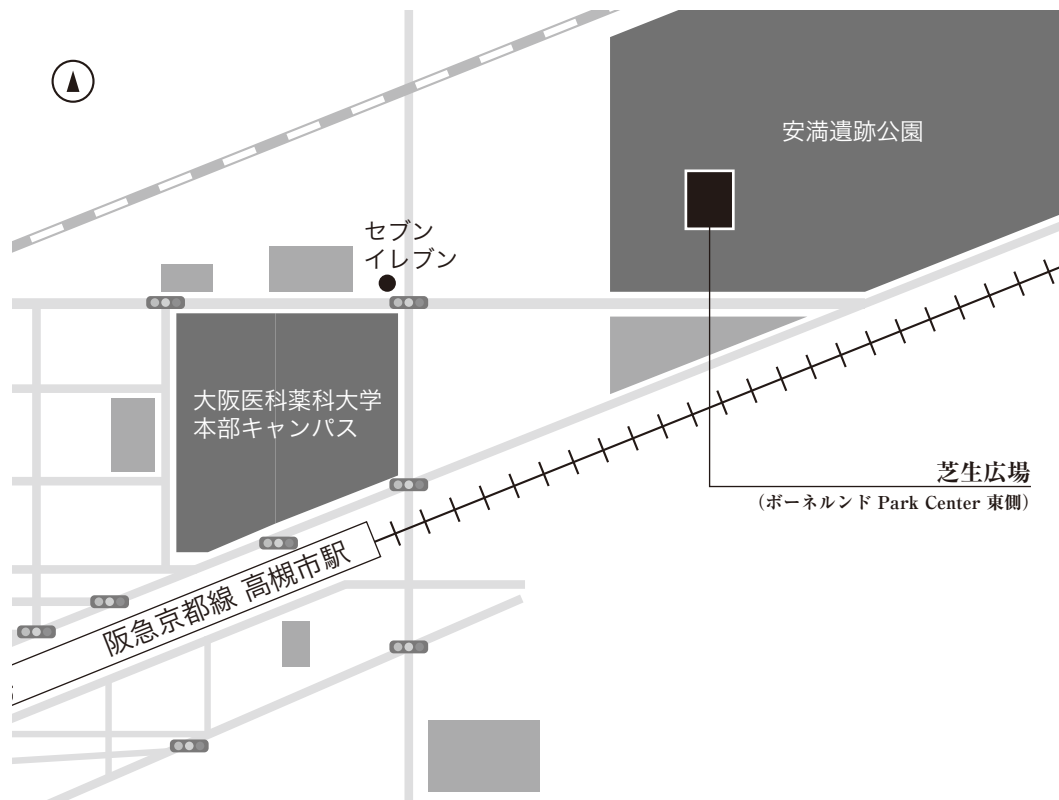
まずは身の安全確保を最優先し、特に頭部を保護することを心掛けてください。揺れが収まり、周囲の安全を確認してから、定められた避難場所に避難してください。

### 2. 火災が発生したら

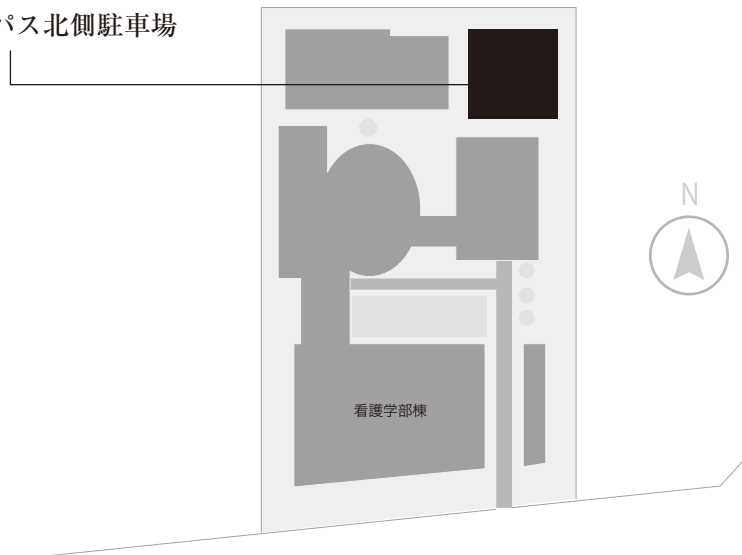
出火場所付近で火災発生を知った者は、大声で周囲の者に知らせると共に火災報知器などで、火災の発生を知らせてください。また、できるだけ姿勢を低くして、速やかに最寄りの出口から定められた避難場所に避難してください。

なお、各キャンパスの避難場所は以下のとおりです。

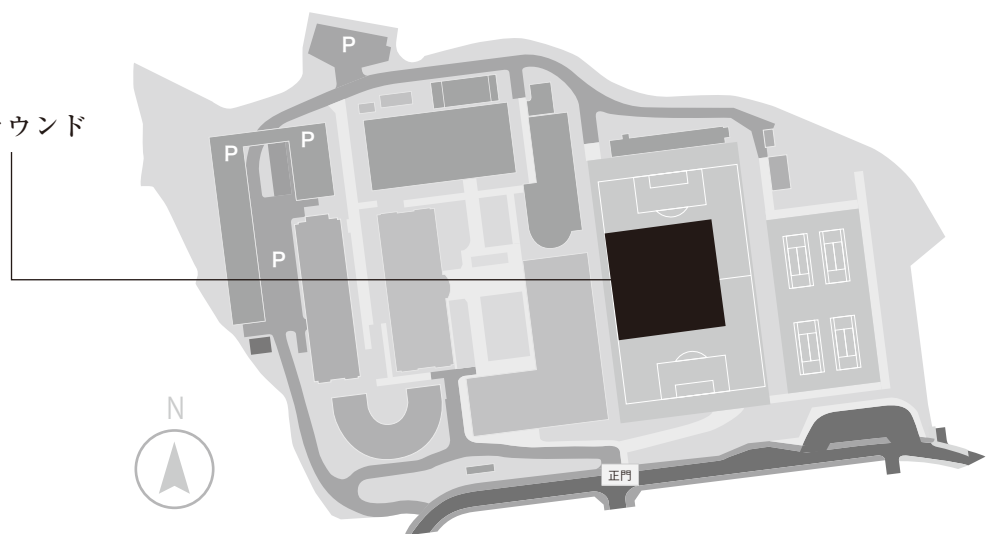
本部キャンパス：安満遺跡公園 芝生広場



本部北キャンパス：本部北キャンパス北側駐車場



阿武山キャンパス：グラウンド



### 3. 安否確認について

災害発生時に安否確認を行います。

キャンパスごとに安否確認を行いますので、必ず返答するようにしてください。

なお、大規模な災害が発生した場合などは、大学の判断により、休講とすることがあります。

本部キャンパス・本部北キャンパス（医学部・看護学部）

《UNIVERSAL PASSPORTによる安否確認》

本部キャンパス・本部北キャンパスでは、災害発生時にUNIVERSAL PASSPORTによる安否確認を実施いたします。

安否確認メールが配信された場合は、自身の安否状況について大学に報告してください。

阿武山キャンパス（薬学部）

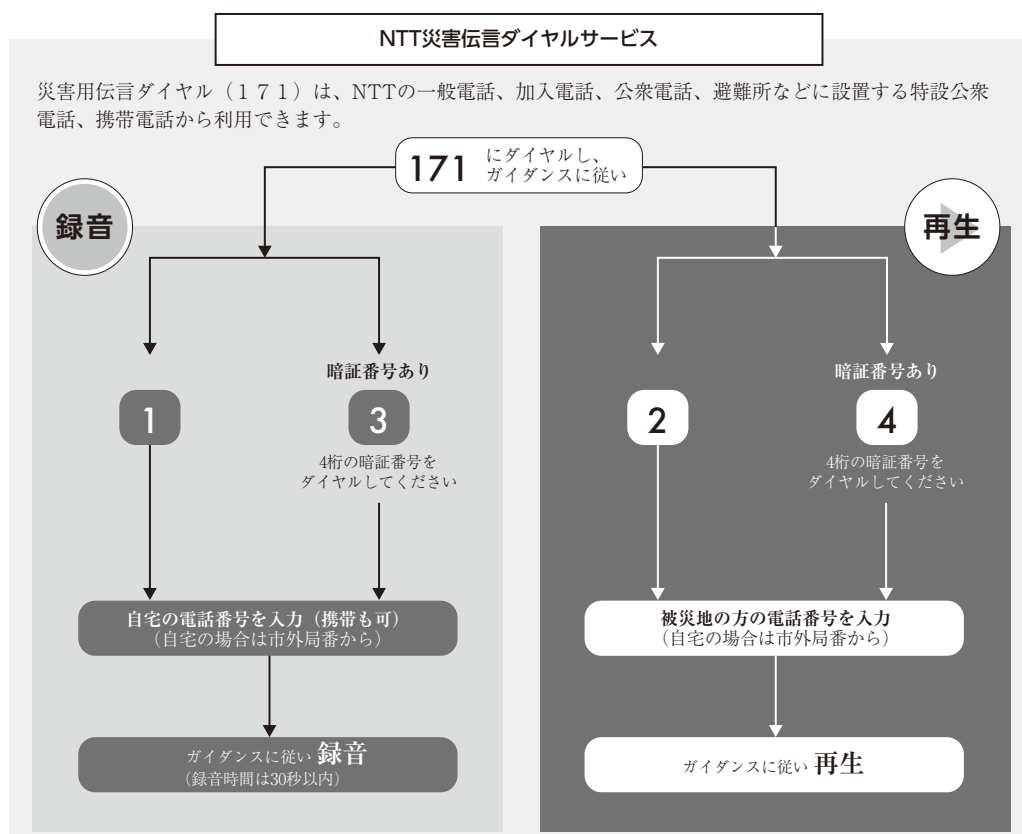
《安否確認システム（ANPIC）》

阿武山キャンパスでは、災害発生時に学生及び教職員の安否状況を確認するためのシステム（ANPIC）を導入しています。このシステムでは「大阪府」「京都府」「兵庫県」「奈良県」「滋賀県」「和歌山県」で「震度6弱」以上の地震が起きた場合に自動で安否確認メールが配信されます。また、その他安否確認が必要な場合に、大学よりメールを配信します。学生及び教職員は、速やかに身の安全を確保するとともに、自身の安否状況について大学に報告してください。

## 4. 参考

大地震などの災害は防ぐことはできませんが、日頃から備えることで被害を軽減することができます。どんな備えが必要か考えておいてください。

事前に確認しておくこと	日頃から持ち歩いておく便利なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所（大学付近、自宅周辺など）</li> <li>・家族との連絡方法や待ち合わせ場所 災害伝言ダイヤル「171」 携帯各社災害伝言板への登録</li> <li>・大学・友人などへの連絡方法、連絡先リストの準備</li> <li>・帰宅ルートや帰宅にかかる所要時間の確認 (災害時徒歩約2.5km/h)</li> <li>・緊急避難場所（学内、通学途中）</li> <li>・緊急時アイテム（右記リスト参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 現金（小銭）</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（マイナ保険証）</li> <li><input type="checkbox"/> 身分証明書類（学生証、免許証など）</li> <li><input type="checkbox"/> 携帯、充電器</li> <li><input type="checkbox"/> 大判ハンカチ、タオル、絆創膏</li> <li><input type="checkbox"/> ポケットティッシュ、ウェットティッシュ</li> <li><input type="checkbox"/> あめ、チョコレート</li> <li><input type="checkbox"/> 非常用保温アルミシート</li> <li><input type="checkbox"/> ビニール袋（レジ袋）</li> <li><input type="checkbox"/> 雨具（カッパなど）</li> <li><input type="checkbox"/> 油性マジック</li> </ul>



NTT西日本では「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」に加え、伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板（web171）」を提供しています。

提供を開始したときにはテレビ・ラジオ・NTT西日本のホームページ等を通じて周知されます。

<https://www.web171.jp/>  
にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。



# 医学部

## 学生生活

- 1 年間行事（授業以外の主なもの）……27
- 2 大学からの連絡……28
- 3 通学等について……29
- 4 学費・奨学金制度・学生褒賞制度……30
- 5 修学にあたって……33
- 6 各種証明書の発行……37
- 7 各種届出・願出等……39
- 8 課外活動等……41
- 9 マナーとルールについて……42
- 10 学内での忘れ物、盗難について……43
- 11 医学学生生活支援センター……44
- 12 関係部門……45

# 1 年間行事（授業以外の主なもの）

4月	<ul style="list-style-type: none"><li>●入学宣誓式</li><li>●オリエンテーション [各学年]</li><li>●新入生合同研修</li><li>●定期健康診断（～5月）</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>●ご遺骨返納法要 [第3学年]（第3水曜日）</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>●創立記念日（6月1日）</li><li>●新入生歓迎会（炎祭）</li></ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"><li>●夏季休暇</li><li>●西日本医科学学生総合体育大会（西医体）[クラブ学生]</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>●解剖慰霊祭 [第3学年]（第3土曜日）</li><li>●学園祭</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>●臨床実習生（医学）宣誓式 [第4学年]</li><li>●教員と学生代表の懇談会 [学友会・学年総代]</li><li>●冬季休暇</li></ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"><li>●代表者会 [学友会・クラブ・各学年総代]</li></ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"><li>●卒業式</li><li>●春季休暇</li></ul>

※予定であるため、変更になることがあります。

## 2 大学からの連絡

p.8の記載のとおり、大学から学生への連絡は、特別な場合を除いて UNIVERSAL PASSPORT（以下、「ユニパ」という。）で行います。連絡する内容は、緊急を要するもの、知らないと後日支障をきたすものなど様々です。見落としや見忘れなどによる不利益は、各自の責任となりますので、毎日必ずユニパを確認する習慣を身に付けてください。

### 総代・副総代について

本学医学部では、各学年に「総代（2名）」「副総代（2名）」の代表学生を置いています。主な役割としては、以下のとおりです。

#### <主な役割>

- 学年ごとの意見を取りまとめ、大学に伝えること
- 学友会の代表者会（年1回）への出席
- 教員と学生代表の懇談会（年1回）への出席
- 各種委員会委員（学生委員）として委員会へ出席 等々

総代・副総代として、学年の意見を取りまとめて発表することは貴重な経験になります。第1学年の入学時に選出し、原則6年間継続します。もし原級留置や退学した場合は、必要に応じて欠員となった学年の総代・副総代に補充を依頼します。

## 3 通学等について

### 1. 自転車・バイク通学について

自転車・バイク通学をする場合は、学務部医学事務課（新講義実習棟4階）へ「駐輪ステッカー発行願」を提出してください。駐輪ステッカーを1人1枚交付します。駐輪ステッカーは、通学に使用する自転車・バイクに貼付してください。駐輪ステッカーは、毎年度更新が必要ですので、年度初めに更新手続きを行ってください。当該年度のステッカーが貼られていなかったり、長期間放置されていたりした場合は、撤去・処分しますのでご注意ください。

- 自転車駐輪場：本部キャンパス、講義実習棟 南側と西側、東門広場、北キャンパス北東駐輪場
- バイク駐輪場：北西キャンパス

また、自転車・バイクの乗り入れにあたり、次のルールを順守してください。ルールに違反した場合、許可を取り消します。

#### 【自転車・バイク通学にあたってのルール】

1. 本部キャンパス内には、大学病院の来院者も通行しており、事故のないよう安全な速度で運転をすること。  
自転車、バイクに乗りながら、スマホを使用しないこと
2. 駐輪ステッカーを自転車・バイクのよく見える箇所に貼付すること
3. 学内では、定められた駐輪場に整然と駐輪し、その他の場所には絶対に駐輪しないこと
4. 近隣施設や路上等への迷惑駐輪を絶対に行わないこと
5. 駐輪場では、大声で騒いだり、バイクの空ぶかし等の迷惑行為を行わないこと

[注意] 大阪府では大阪府自転車条例により、自転車利用者には自転車保険の加入が義務付けられています。通学いかににかかわらず、自転車利用者は自転車保険に必ず加入してください。また道路交通法により、全年齢でヘルメットの着用が努力義務化されています。自転車事故の死亡原因約7割が「頭部損傷」と言われており、身を守るためにヘルメットを着用しましょう。

### 2. 自動車通学について

自動車による通学は、原則禁止です。自動車通学や近隣への迷惑駐車が発覚した場合、停学等の懲戒処分となる可能性があります。

### 3. 通学証明書について

通学定期券は、通学の目的で現住所の最寄駅から大学の最寄駅までの区間のみ購入できます。学務部医学事務課で通学証明書を発行しますので、通学定期券の利用を希望する学生は、申請してください。

通学定期券は、各鉄道会社の定期券発売所に備えてある申込用紙に必要な事項を記入し、「学生証」及び発行を受けた「通学証明書」を添えて申し込んでください。

本部キャンパスの最寄駅は、JR「高槻駅」、阪急電鉄「高槻市駅」、高槻市営バス・京阪バス「阪急高槻駅」になります。

## 4 学費・奨学金制度・学生褒賞制度

### 1. 学費

納付書を用いて、期限までに学費を納付してください。期限までに納付が困難な場合は、納付期限内に「学費延納願」を学務部医学事務課へ提出してください。

なお、高等教育の修学支援新制度対象者は、別に納付期限をお知らせします。

< 入学金及び学費（2023年度以降の入学者） >

（単位：円）

項目	入学年次納入金 / 納付期限		2年次以降 納入金（年額）
	前期（入学時）	後期（9月30日）	
入学金	1,000,000	—	—
授業料	940,000	940,000	1,880,000
実習料	172,500	172,500	345,000
施設拡充費	630,000	630,000	1,260,000
教育充実費	750,000	750,000	1,000,000
納期別計	3,492,500	2,492,500	—
年度別納入金合計		5,985,000	4,485,000
6年間総計			28,410,000

※上記のほか、諸会費として毎年、前期に学友会費 10,000 円（入学年次のみ 15,000 円）および PA 会費 100,000 円（前期 50,000 円、後期 50,000 円）を納入いただきます。

※2年次以降の前期納付期限は3月31日です。

< 入学金及び学費（2022年度以前の入学者） >

（単位：円）

項目	入学年次納入金 / 納付期限			2年次以降 納入金（年額）
	第1期 （入学時）	第2期 （8月31日）	第3期 （12月31日）	
入学金	1,000,000	—	—	—
授業料	640,000	620,000	620,000	1,880,000
実習料	120,000	120,000	105,000	345,000
施設拡充費	420,000	420,000	420,000	1,260,000
教育充実費	2,000,000	—	—	1,500,000
納期別計	4,180,000	1,160,000	1,145,000	—
年度別納入金合計			6,485,000	4,985,000
6年間総計				31,410,000

※上記のほか、諸会費として毎年、第1期に学友会費 10,000 円（入学年次のみ 15,000 円）および PA 会費 100,000 円（第1期 50,000 円、第2期 50,000 円）を納入いただきます。

※2年次以降の第1期納付期限は3月31日です。

## 2. 奨学金制度

学業・人物ともに優秀であって経済的理由により修学困難な医学部学生に対し、奨学金を貸与あるいは給付する制度があります。

年度初め（4月）に掲示又はユニパにて案内しますので、奨学金の貸与・給付を希望する学生は期日までに申請してください。

### 1) 医学部奨学金

貸与期間	1年間（ただし、次年度以降も再出願できます。）
貸与額	年額およそ170万円。無利子
貸与人数	30名以内

### 2) 仁泉会（医学部同窓会）奨学金

貸与期間	1年間（ただし、次年度以降も再出願できます。）
貸与額	年額およそ60万円（当該年度の学納金に充当）。無利子
貸与人数	5～7名程度

### 3) 鈎奨学基金奨学金

鈎奨学基金は、故鈎スミ子先生（本学名誉教授）のご遺志による本学への寄付金をもって設置されました。本奨学金は女子学生を対象としています。

給付額	年額50万円
給付人数	2名

### 4) 四方朋子記念奨学基金奨学金

四方朋子記念奨学基金は、故四方朋子先生（大阪医科大学・学14期卒業）のご遺志による本学への寄付金をもって設置されました。

### 修学給付金

給付額	年額80万円
給付人数	5名以内

### 学習奨励賞

賞・副賞	賞：記念楯、副賞：奨学金3万円
授与人数	5名以内
授与対象者	第2学年から第6学年の医学部学生のうち前年度の学業成績及び人物評価が優れている者（前年度の学業成績等を考慮し選出されるため、学生自ら応募することはできません）

### 5) 久野友子奨学基金奨学金

久野友子奨学基金は、故久野友子様（大阪医科大学・第41期卒業）のご遺族様のご意思に基づき本学へ寄贈された寄付金をもって設置されました。

給付額	年額 80 万円
給付人数	2 名以内

### 6) 医学部 PA 会の奨学金

#### (1) 貸与奨学金

保護者の死亡等で経済的支援が必要な場合に貸与。

#### (2) 海外研修に係る奨学金

本学が指定する海外研修に必要な費用の一部へ充当。

※ 詳細については、医学事務課にお尋ねください。

※ 保護者（保証人）が死亡された場合、お見舞金、弔慰金をお支払いすることがありますので、医学事務課へご連絡ください。

### 7) その他

その他、外部団体の奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、公益財団法人小野奨学会奨学金等の採用実績があります。

## 3. 学生褒賞制度

学則第 33 条及び学生褒賞規程に基づき、医学部の卒業予定者の中から 1 名に学長賞が、学長賞授与者を除く 1 名に医学部長賞が授与されます。褒賞者には、卒業式において表彰状並びに記念品の授与が行われます。

## 5 修学にあたって

### 1. 体調不良等による欠席について

体調不良により、やむを得ず講義・実習を欠席する場合は、授業前に保健管理室に電話連絡してください。事後の連絡は受け付け出来ないことがありますので注意してください。

#### 保健管理室

電話番号	072-684-6550
開室時間	月～金 8:30～16:50 / 第1、3、5土曜 8:30～12:40
休室期間	第2・4土曜日、祝祭日、創立記念日（6月1日）、冬季休業期間中（12月29日～1月3日）及びその他業務の都合により定められた日

保健管理室開室時間外であれば、緊急性が高くないと判断される場合は、市販薬の服用などで対応、保健管理室開室時間まで自宅で待機して、保健管理室開室後に保健管理室に電話連絡してください。保健管理室開室時間内外にかかわらず、自らの判断で解熱鎮痛剤等を服用し連絡なしに登校することはしないでください。

#### 感染症と診断された場合、疑わしい症状がある場合

医学部の敷地内には大学病院があり、大学内での感染症発生は、院内感染を引き起こす原因にもなります。免疫力の低い患者さんは感染症が重症化しやすく、時には死に至ることもあります。大学、病院内での感染症予防、感染拡大防止のため、十分に注意し責任ある行動をとってください。

#### ■学校感染症における出席停止と手続きについて

本学医学部では、学校保健安全法で定められた感染症に罹患または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止としています。また、出席停止で講義・実習を欠席した学生に対しては、不利益にならないよう所定の手続きにより配慮することとしていますので、以下の手続きを行ってください。

治療後の連絡は学校感染症による出席停止扱いとしない事がありますので、注意してください。出席停止となる感染症は、p.22を参照してください。

#### 1) 出席停止による自宅待機

(1) 感染拡大防止のため出席停止となりますので、保健管理室の指示に従ってください。出席停止期間は感染症によって異なります（※p.22の表1）。また、出席停止期間は自宅待機とし外出などは避けてください。

(2) 臨床実習中の出席停止期間は、大学病院、あるいは実習先の医療機関の基準を優先します。

##### ★大学病院の出席停止期間の基準

新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで。（発熱の翌日を発症後1日とする）

ノロウイルス等による感染性胃腸炎：症状が治まってから1日経過後。

(3) 学校感染症に罹患した疑いで医療機関を受診したものの、診断結果が学校感染症ではなかった場合は、初診日からその疾患名が判明するまでの期間は講義・実習の配慮の対象となります。この場合も、診断されたあるいは症状が出た段階で連絡をしてください。事後の連絡の場合、配慮の対象とならないことがあります。

#### 2) 再登校の手続き

(1) 再登校する場合は、診断書（診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記されていること）又は登校許可書を保健管理室に提出してください。登校許可書は保健管理室のWEBサイトからダウンロードできます。

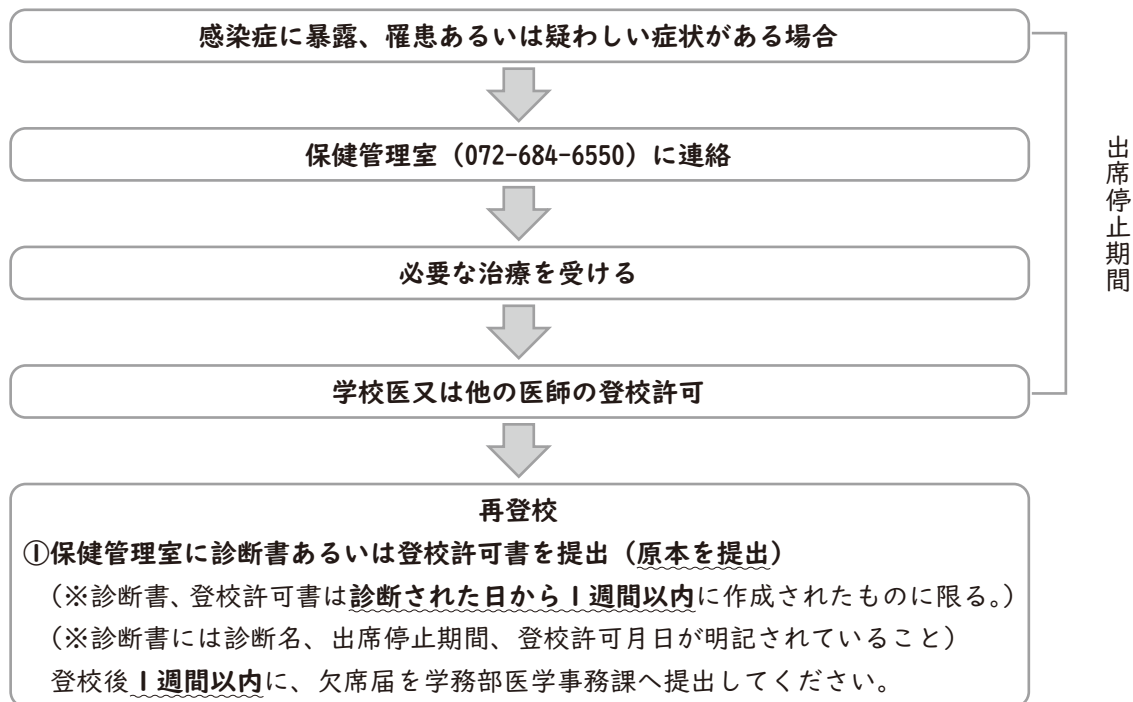
(<https://www.omp.ac.jp/hcs/>)

(2) 登校許可月日が明記されていない診断書は受け付けませんので注意してください。再登校には、“感染の恐れがない”と本学医学部学校医あるいは医師の許可が必要です。

### 3) 欠席届と診断書の提出

保健管理室での手続き後、登校後1週間以内に、欠席届を学務部医学事務課に提出してください。

#### 学校感染症に罹患又は疑わしい症状がある場合の手続き



#### 医学事務課

電話番号	072-684-6227
業務時間	月～金曜 8:30～16:50 / 第1、3、5土曜 8:30～12:40
休業期間	第2・4土曜、祝祭日、創立記念日(6月1日)、冬季休業期間中(12月29日～1月3日)及び医学事務課事務室閉室日

## 2. 事故等による負傷、その他やむを得ない理由による欠席について

欠席の場合、必ず事前に学務部医学事務課に電話連絡してください。

登校後1週間以内に、欠席届を学務部医学事務課へ提出してください。診断書または欠席事由を証明できるものの添付が必要となります。欠席届だけの提出は受理しませんので注意してください。診断書は、診断された日から1週間以内に作成されたものに限ります。事後の連絡は受け付け出来ないことがありますので注意してください。

※学研災の対象となる負傷については、学務部医学事務課に負傷届の提出(p.39)が必要です。

## 3. 忌引きについて

2親等以内の親族(原則)が亡くなられた場合は、速やかに学務部医学事務課(072-684-6227)に連絡してください。また、欠席事由を証明できる書類を添付の上、学務部医学事務課へ1週間以内に欠席届を提出してください。

## 4. 交通機関の遅れについて

各交通機関のWEBサイト等で掲載されている遅延証明書を印刷し、科目名・学籍番号・氏名を記入して当日中に通学証明書を添えて学務部医学事務課に提出してください。通学証明書を確認し受理します。

※第1・2学年で担当教員が出席を確認する授業においては、その授業時間中または授業終了直後に授業担当教員に遅延証明書を提出してください。なお、授業担当教員が許可した場合に限り、WEBサイト等の画面を教員に提示することで届け出とすることができます。

## 5. 追・再試験について

不合格になった授業科目については再試験を行うことがあります。また、病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがあります。

試験を欠席した場合は、必ず「試験欠席届」を学務部医学事務課に提出してください。診断書または欠席事由を証明できるものの添付が必要となります。(学校感染症に罹患又は疑わしい症状がある場合は p.34 を参照) 試験を無断欠席した場合は原則、再試験も追試験も受験できません。

追・再試験を受ける場合は、学務部医学事務課にて追・再試験受験許可証(再試験は1授業科目につき受験料3,000円が必要)が発行されるので、手続きを行ったうえで追・再試験を受験してください。

## 6. 不正行為(カンニング等)について

授業科目の履修評価は定期試験及び臨時試験によって行われますが、試験に関して不正行為があったと認められる者については、該当科目の試験を無効とし、次の学年への進級もしくは卒業判定を受けることができなくなります。

また、学則第34条及び学生等懲戒規程により違法・不正な行為は懲戒(戒告、停学、退学)が科せられます(不正行為の内容により、懲戒規程に基づいて処分が決定されます)。

## 7. 医師国家試験について

本学所定の課程を修め、卒業資格が与えられると医師国家試験の受験資格を取得できます。なお、国家試験の出願手続きは本学で一括して行います。

<参考>

### 【医師法 抜粋】

第二条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第十一条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者(大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの(第十七条の二において「共用試験」という。)に合格した者に限る。)

二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの

三 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

## 8. 暴風警報・特別警報発令時・交通機関不通における対応

次のいずれかに該当する場合は、授業を休講とします。

### 1) 暴風警報あるいはなんらかの特別警報が大阪府下に発令された場合

午前7時の時点で大阪府下において台風による暴風警報・特別警報が発令された場合、その日の午前中の授業は休講とします。なお、午前11時において警報が解除されなければ全日休講とし、解除されれば午後から授業を行います。

※ただし、授業時間にあっても台風接近によって明らかに交通機関が不通となることが予想される場合はこの限りではありません。

また、特別警報が発表された場合、該当地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。警報発表地域にいる学生は、各自、ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。自宅や通学中等に特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。

### 2) 阪急電鉄、JR西日本両鉄道が台風などの災害やストライキのために不通となった場合

午前7時の時点で、阪急電鉄、JR西日本両鉄道の運休が報じられた場合、その日の午前中の授業は休講とします。なお、午前11時において解除・開通されなければ全日休講とし、解除されれば午後から授業を行います。

※ただし、発表された時点で、すでに実施中あるいは開始直前の授業・試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその判断をします。

## 6 各種証明書の発行

### 1. 証明書の申請

証明書の発行を希望する場合は「証明書発行サービス」から申請をしてください。窓口、郵送による申請は受け付けませんのでご了承ください。

#### 申請方法

- ・スマートフォンやパソコンなど、Webに接続できる環境からサービスにログインして申請をします。
- ・24時間365日で申請が可能です（システムメンテナンス等でサービスを停止する期間を除きます）。
- ・サービス初回利用時のみ申請用メールアドレスの登録が必要です。

<ログイン> [https://cvs.ompu.ac.jp/cert/z/z\\_login.html](https://cvs.ompu.ac.jp/cert/z/z_login.html)



<医学部 証明書の発行> <https://www.ompu.ac.jp/campuslife/medical/certification.html>



#### 手数料精算

- ・発行手数料など各種手数料は、申請時にPay Pay、クレジット（VISA/Master/JCB/AMEX/Diners）でお支払いください。

#### ■証明書の種類と各種料金

証明書の種類	手数料	システム使用料	郵送料*	印刷料*
在学証明書	1通あたり 和文：300円 英文：1000円	1申請あたり 在学生：200円 卒業生：500円	国内：レターパック （ライト、プラス）料金 海外：EMS料金	1枚あたり 60円 （印刷時支払い）
卒業証明書				
卒業見込証明書 和文のみ				
学業成績証明書				
在籍期間証明書				
その他証明書等				
上記以外の 証明書、書類等	証明書発行システム上に表示されない証明書等の申請を希望される方は 事前に医学事務課（証明書係）へお問い合わせください。			

※該当する送付方法指定時のみ加算されます。

#### 受け取り（発行）方法

コンビニ印刷	コンビニの店舗内に設置されているマルチコピー機で証明書を印刷し、受け取ります。 ※料金は印刷時に各店舗にてお支払いください。（60円/1枚）
デジタル証明 【PDF】送付	証明書のPDFデータのダウンロードリンクを提出先の企業等、申請者の指定したアドレスに直接送付します。
郵送	指定した宛先にて受け取ることができます。 国内：レターパック（ライト・プラス）/ 海外：EMS
窓口受け取り	「郵送完了通知」受け取り後、医学事務課へおこしください。 受け取りの際は“発行申請番号”、“ご自身の身分を証明するもの”をご持参ください。

証明書の“厳封”が必要な場合は、「郵送・窓口受取」を選択してください。

## 2. 学割証

学割証の制度は、学生生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものであり、原則として、次の目的をもって旅行する必要があると認められる学生に限り発行することができます。また目的に沿わない場合は、学割証を発行することができません。学割証に記名された使用者以外が不正利用した場合、学割証を発行していた学校等に対してもペナルティが科される場合があります、今後その学校等に学割証が発行されなくなる可能性があります。

### <旅行目的>

- (1) 休暇・所用による帰省
- (2) 実験実習ならびに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

### <学割証の適用条件>

適用条件は、片道の距離が100 km以上の場合であり、金額は大人普通旅客運賃の2割引になります。学割証はJR各社が対象となります。他の鉄道各社・交通機関に適用されるかは、各社の窓口に各自で確認を行ってください。

### <学割証の申請方法>

学割交付願を学務部医学事務課に提出してください。往復の乗車券なら学割証は1枚で済みますが、行きと帰り別々に片道切符を購入する場合、学割証も2枚必要になります。発行枚数は1回の申請につき一人4枚までです。各自で工夫して申請しましょう。

### <発行に要する日数>

個人での申請：翌日以降に受け取り可能です。即日発行はできません。

クラブ単位での申請：10日前までに申請してください。

## 7 各種届出・願出等

下記の事由に該当するときは、各種届出・願出を、**学務部医学事務課**に提出してください。

### 【各種届出】

事由（届出が必要な理由）	届出書類の名称	備考
やむを得ない理由により欠席するとき	欠席届	診断書又は欠席事由を証明できるものを添付してください
改姓等一身上に異動が生じたとき	改姓（名）届	戸籍抄本（個人事項証明書）を添付してください
学生の住所・連絡先を変更したとき	学籍情報変更申請	ユニパの「個人情報」から申請してください
保証人（保護者）を変更したとき	保証人（保護者）等 変更届と保証書	「誓約書」の提出が必要です
保証人（保護者）の住所・連絡先を変更したとき	保証人（保護者）等 変更届	
正課中および課外活動中に負傷したとき	負傷届	学生教育研究災害傷害保険事故通知（怪我の程度による）
海外旅行・海外留学にいくとき	海外渡航届	海外渡航に関する手続きや情報は「安全な海外留学のために」をご確認ください <a href="https://www.ompu.ac.jp/international/center.html">https://www.ompu.ac.jp/international/center.html</a>

### 【各種願出】 ※ 願出は事前承認が原則

事由（願出が必要な理由）	願出書類の名称	備考
学生証の再交付を申請するとき	学生証再交付願	申請月の翌月中旬頃のお渡しとなります。再発行手数料がかかります。希望者には仮学生証を発行します。
自学自習以外の課外活動で教室・グループ学習室等を予約するとき	教室等使用願	自習室の無断使用は禁止しています。必ず予約手続きを行ってください。なお、大学の行事等で使用できない場合があります。ご了承ください。
障害のある学生への合理的配慮を申請するとき	支援申請書	申請時期は、ユニパからお知らせします。
備品等の借用をしようとするとき	備品借用願	
休学しようとするとき	休学願	原則、希望する休学の開始日から、2カ月前までに願出すること
休学している者が復学しようとするとき	復学願	原則、希望する復学の開始日から、2カ月前までに願出すること
退学しようとするとき	退学願	原則、希望する退学日から、2カ月前までに願出すること

## 2026年度 障害のある学生への合理的配慮について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき」にその社会的障壁を除去することとなっています。

### ■対象となる学生

医学部学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態であり、診断書等の障害があることを示す根拠資料を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたもの。

### ■診断書等の障害があることを示す根拠資料

提出日より直近3ヵ月以内に発行された診断書、障害者手帳の種別・等級・区分認定、学内外の専門医の所見に関する資料とします。また、必要に応じて学校医または専門医の診断を求める場合があります。診断書については、様式を問いませんが、主治医等の見解や具体的対応の内容が記載されている必要があります。

なお、前年度から継続の申請の場合は、原則として診断書の提出は不要といたします。

ただし、前年度から症状に変更がある場合や、各センターが必要と判断した場合には、診断書の提出を求める場合があります。

### ■申請と支援開始までの流れ

1. 医学部学生が、支援申請書（様式1）に診断書等を添えて、所定の期日までに医学事務課へ提出します。
2. 医学教育センター及び医学学生生活支援センターの担当教員が面談し、以下の事項について確認し、支援内容について検討を行います。
  - ・障害の状況、通院状況や服薬状況
  - ・学習上の困難とこれまでの受けてきた支援・配慮内容
  - ・支援を希望とする配慮内容
3. 医学教育センター及び医学学生生活支援センターにおいて審議し、合理的配慮の支援内容等について検討し、具体的な配慮内容を記載した支援計画書を作成します。その後、支援計画書を用いて、学生に説明を行い、学生が同意書を提出してから、授業担当教員並びに実習施設等に配慮事項を通知します。

### ■申請時に必要となる書類

1. 支援申請書（様式1）
2. 診断書等の障害があることを示す根拠資料

### ■申請締切

在学生には、1月上旬に、ユニバーサル・パスポートから申請締切をお知らせします。なお、新入生には、4月上旬に、ユニバーサル・パスポートから申請締切をお知らせします。また、申請締切後に、支援を必要とする事情が生じた場合は、随時申請することができます。

### ■配慮内容の例

- ・講義室内での座席位置に配慮する
- ・実習場所での休憩場所を確保する
- ・講義・演習中に入退室を許可する
- ・補助器具（補聴器、サングラス等）の使用許可する
- ・学外実習場所への移動手段を配慮する

### ■申請窓口

学務部医学事務課（新講義実習棟4階）

※上記内容については、医学教育センター又は医学学生生活支援センターでの協議により変更する場合がございますので、予めご了承ください。

### 1. 医学部学生研究員制度について

本学医学部では、入学後できるだけ早い時期から基礎医学に馴染めるように、学生が基礎教室等に所属し、研究に参加できる学生研究員制度を設けています。第1学年から第6学年まで、10教室、31名が医学部学生研究員として登録<sup>\*</sup>し、学会への参加、論文の作成・発表など、日々活動を行っています。 ※2026年1月時点

学生研究員登録手続きは以下のとおりです。

- ① 所属を希望する教室に、学生研究員として所属することを申し出る。
- ② 教室の所属長と面談を実施し、所属の許可を受ける。
- ③ 許可を受けた後、「医学部学生研究員登録願（様式1）」を学務部医学事務課に提出する（様式は学務部医学事務課で配付します）。

### 2. 学友会、クラブ活動について

#### 1) 学友会

医学部・看護学部の学生自治組織として医学部・看護学部学友会が組織されています。学友会の組織構成は、学友会執行部役員（会長、副会長、会計、会計監査役、主務、書記、渉外、体育会会長、文化会会長）及び執行部委員からなります。

また、学友会が年1回主催する代表者会において、学友会活動に関わる予算や重要事項について審議しています。

#### 2) クラブ活動

医学部・看護学部では、大学公認団体として、体育系22部活、文化系17部活があります。クラブ活動は、学生の自主性、創造力を育む重要な活動であり、積極的な参加を勧めています。

また、年1回程度、各クラブの主将会議において、「クラブ活動に関するガイドブック」を配布しています。クラブ活動に必要な手続きは同ガイドブックにて確認してください。

#### 3) 学生行事

学内で催物や集会等を行うときは、事前に学務部医学事務課に届け出て許可を受けてください。

### 1. 大学施設の利用について

大学施設（さわらぎキャンパスや城北キャンパスを含む）を利用する際は、私物を放置せず、常に整理、美化を心がけ、みんなが気持ちよく過ごせるように努めましょう。なお、教室に放置された私物は定期的に回収し、引き取りのないものは期間経過後廃棄します。また、大学敷地内や敷地周辺は、全面禁煙であり、施設内外問わず火気厳禁です。本部キャンパス内の歩道を通行するとき、自転車で通行するときは、広がって通行しないでください。大学が管理する施設および備品等を故意に損壊した場合、学則第34条及び学生等懲戒規程に基づいて処分されます。

### 2. ロッカーの利用について

ロッカーは、新講義実習棟2階にあります。お互いに気持ち良く快適な学生生活を送ることができるよう、私物は各自のロッカーに整理して収納してください。盗難予防に留意し、貴重品等はロッカーに収納しないでください。故意にロッカーの附属品（鏡、フック等）を破損したり、鍵を紛失したりした場合は、弁償いただきますので注意してください。また、共用スペースやロッカーの上に放置されている物は、定期的に回収し、処分します。また割り当てられたロッカー以外は使用しないでください。

### 3. 本部キャンパス北門から退場するとき

本部キャンパスの北門から退場して、本部北キャンパス（看護学部）やコンビニに向かうときには、必ず横断歩道を通行してください。横断歩道のない所を横断することは、道路交通法違反に該当することがあり危険行為です。また近隣住民からも苦情が寄せられています。事故に巻き込まれないためにも、横断歩道のない道路の横断は厳禁です。

### 4. SDGsの推進への取り組みについて

地球環境を守るためにSDGsを推進しており、省資源、資源の再利用、再資源化等に取り組んでいます。ゴミの分別廃棄や、不要な電気やエアコンの電源OFFにご協力をお願いします。

### 5. 下宿・アパート等の斡旋について

医学部では、下宿・アパート等の斡旋はしていません。住居は学生生活を充実したものにするための重要な要素となり、大学生活に大きく影響します。契約を結ぶ際は、条件などをしっかりと確認するようにしてください。

### 6. 近隣の住民への配慮、コンビニ、飲食店等の利用マナーについて

みなさんは本学の医学部生であると同時に、本学を取り巻く地域の一員であり、「大学生」という社会的地位をともなった社会の一員でもあります。そこでは周囲と協調を保ちながら医学部生として自覚的のある行動が当然の義務となります。

大学周辺にて、大勢で騒ぐことや違法駐輪、違法駐車などは絶対してはいけません。また、コンビニ、飲食店を利用する際は、周囲の迷惑となる行動、公序良俗に反する行為はしないでください。

### 7. 感染症対策

#### 大学病院内のマスクの着用について

本部キャンパス内の大学病院では、重症化リスクの高い患者さんが入院、外来にて加療中であることから、医療従事者や臨床・臨地実習生等を介した感染を防がなければなりません。

特に患者さんと接する可能性が高い、大学病院内（コンビニ等を含む）では、必ずマスクを着用してください。

### 1. 学内での忘れ物

持ち物には自分の名前を書く等、しっかりと自己管理をし、各自忘れ物のないよう気をつけてください。

学内での忘れ物は、学務部医学事務課又は、総務課保安担当に届きます。個人が特定できた場合は、個別に連絡します。保管期間については、改正遺失物法に準拠し3か月とし、保管期間が過ぎたものは処分します。

### 2. 盗難について

学内であっても盗難が発生することがあります。多い事例としては、机上・ベンチなどに荷物を置いたままその場を離れ、置き引きにあうケースです。以下のことに注意してください。

- 所持品から目を離さない
- 教室・8階ラウンジ・食堂などで、手荷物を置いたまま席を離れない
- 財布等貴重品は常に身につけておく（トイレ等でわずかな時間席を離れる時も、置いたままにはしないこと）

学内であるという安心感から無防備になりがちですが、学内といえども決して安全ではありません。大学構内は、たとえ「窃盗犯」が侵入したとしても、見分けることは困難です。貴重品・手荷物の管理は、個人でしっかりと行うことをお願いいたします。また、構内で不審物・不審者に気づいた時は、教職員、保安員にお知らせください。もし盗難に遭った場合は、至急下記の手続きを行ってください。

- キャッシュカード・クレジットカードが盗まれた時は、直ちに金融機関やカード会社に届け出る
- 警察に「被害届」を提出する
- 学務部医学事務課に「学内での盗難発生届」を提出する

## 11 医学学生生活支援センター

<医学学生生活支援センター長あいさつ>

医学学生生活支援センターは、医学部における教育カリキュラム以外の学生生活全般について支援を行う部署です。医学教育センター、保健管理室、学友会等と連携しながら、学生生活を守るハブ組織、と言い換えることも可能です。具体的な支援内容には、修学支援として各種奨学金の給付・貸与者選考、生活支援としてクラブ活動・大学祭等の課外活動支援、各種ハラスメント・トラブル相談、進路支援としてキャリアガイダンス等が含まれます。スムーズな学生生活のスタートをサポートするために、三学部の新入生が一堂に会する「新入生合同研修」が行われますが、その企画運営も当センターが行っています。

学生生活においては様々なトラブル、困りごと、心配ごとが生じますが、それらにきめ細かく丁寧に対応できるよう、当センターでは六名の学年担当教員によるセンター教員制度を設けています。それに加えて、第1学年には総合教育講座教員による担任制、上級学年には医学教育センター教員によるメンター制もあります。また、メンタル面を含めた健康問題に対応する保健管理室があり、臨床心理士の先生が常駐しています。このように様々な相談窓口があり、それらは当センターと相互連携関係にあるので、まずは気軽に相談してください。

医学生とは、社会からみれば将来を嘱望され、立派な成人とみなされるにも関わらず、医療人としての免許取得には至っていない中途半端な存在です。そんなみなさんが滞りなく信頼される医療人へと成長できるよう、深い人間性の醸成と幅広い社会性の涵養にも配慮しながら、私たちは学生生活を応援していきます。

- センター長 廣瀬 善信 教授 病理学教室
- 副センター長 谷口 高平 講師 TR 部門

### ● 学年担当

1 年生	境 晶子	化学教室
2 年生	山本 耕裕	生理学教室
3 年生	澤村 律子	保健管理室
4 年生	久保洋一郎	神経精神医学教室
5 年生	谷口 高平	TR 部門
6 年生	瀧谷 公隆	医学教育センター

## 1. 医学事務課について

医学部学生に関する事務は、主に医学事務課が担当しており、新講義実習棟4階に事務室があります。学生生活を送るうえで困ったことや相談したいことが生じたとき、新講義実習棟4階の事務室まで来てください。

受付時間	月～金曜日	8:30～16:50
	第1・3・5土曜日	8:30～12:40
休業期間	第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、本学創立記念日(6月1日)及び冬季休業期間中(12月29日～1月3日)、その他業務の都合により定められた日	

## 2. 保健管理室

保健管理室は学生及び教職員の保健管理業務を行う施設として、総合研究棟1階に設置されています。在学生に対して心身の健康に関する問題が就学の妨げとなることを未然に防止するため、健康の保持促進、疾病の早期発見や予防を目的とし、健康診断や健康相談等の業務を行っています。

開室時間	月～金曜日	8:30～16:50
	第1・3・5土曜日	8:30～12:40
閉室期間	第2・4土曜日、祝日、創立記念日(6月1日)、冬季休業期間中(12月29日～1月3日)及びその他業務の都合により定められた日	

保健管理室 HP <https://www.omp.ac.jp/hcs/>



保健管理室

## 3. 大阪医科薬科大学病院での診察について

受診をするときは、保健管理室に相談してください。受診時、学生証及び健康保険証が必要です。また、緊急時以外は時間外受付は不可ですので、受付時間を守ってください。

受診の詳細は、保健管理室 Web サイト「受診する場合(学生の場合)」

<https://www.omp.ac.jp/hcs/about/consultation.html> を確認してください。

診察受付時間	月～金曜日、第1・3・5土曜日	8:30～11:00
休診日	第2・4土曜日、日曜・祝日、12月29日～1月3日、創立記念日(6月1日) 診療土曜日の一部休診については、大学病院ホームページの案内をご確認ください。	

※詳細は大阪医科薬科大学病院 HP を確認してください

大阪医科薬科大学病院 HP <https://hospital.omp.ac.jp/>



大学病院



保健管理室

本学学生が健康保険を使用して受診した場合、医療費は原則3割負担です。

また、本学は特定機能病院であるため、他の病院、診療所からの「文書による紹介状」を持たない場合、診療費とは別に「保険外併用療養費(選定療養費)」として7,700円が必要です。

## 4. 図書館の利用について

大阪医科薬科大学本部図書館は本館・図書館棟2階にあります。図書館の利用ルールに則って利用してください。

開館時間	月曜～金曜日	9:00～22:00 (21:00以降は無人)
	土曜日	9:00～21:00 (17:00以降は無人)
	日曜・祝日・6/1 (創立記念日)	9:00～21:00 (終日無人)
休館日	年末年始 (12月28日～1月4日)	

### 本部図書館リモートアクセス (OpenAthens) のご利用について

本部図書館で購読契約している検索データベース、電子ジャーナル、電子ブックが、OpenAthens (オープンアセンズ) を使用して、自宅などからリモートでアクセスすることが可能です。

ご自分のスマホ、タブレット、PCで利用できますのでどうぞご活用ください。

使用方法是本部図書館ホームページの「リモートアクセス」をご覧ください。

《本部図書館WEBサイト》

<https://libop.ompu.ac.jp/drupal/medical>



本部図書館



# 全学共通

## 規則等

- 大阪医科薬科大学 学則
- 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程
- 学校法人大阪医科薬科大学  
ハラスメント等の防止等に関する規程
- 学校法人大阪医科薬科大学  
プライバシー・ポリシー(個人情報保護基本方針)
- 学校法人大阪医科薬科大学  
個人情報保護規則
- 学校法人大阪医科薬科大学  
ソーシャルメディア利用規程
- 生成AIの取り扱いに関する  
基本方針について
- 学生生活における生成AIの  
取り扱いについて
- 教育における生成AIの  
取り扱いについて

# 大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

## 第1章 総則

(理念)

**第1条** 大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神及び学是（至誠仁術）に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

**第2条** 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。

- (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減に努める人材
- (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
- (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人材

(自己点検及び評価)

**第3条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

**第4条** 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。

- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。

**第4条の2** この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程（以下、「学部規程」という。）に定める。

**第5条** 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

**第6条** 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

**第7条** 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。

2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当該学年に在学することができる。

3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

**第8条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学 期)

**第9条** 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第10条** 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

## 第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

**第11条** 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第12条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

（入学志願手続）

**第13条** 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

（合格者の選考）

**第14条** 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

（入学手続及び入学許可）

**第15条** 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。

3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。

**第16条** 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（再入学）

**第17条** 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

（転入学）

**第17条の2** 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

**第17条の3** 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 転学部の取扱いについては、別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

**第18条** 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。

2 総合的な学力等を判定する試験(統合的な試験)を所定の課程に加えることができる。

3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

**第19条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

**第20条** 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

**第21条** 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。

2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。

4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

**第21条の2** 前条の評価に対してグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下、「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

**第22条** 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、追試験を行うことがある。

2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

**第23条** 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。  
2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

**第24条** 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学において修得したものとして認定することができる。  
2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。  
3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

**第25条** 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等（外国の大学等を含む。）との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。  
2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

#### 第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

**第26条** 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。  
2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休学を命ずることができる。  
3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復学)

**第27条** 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。  
2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。  
3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はそのまま認める。

(転学)

**第28条** 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。

(退 学)

**第29条** 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出を求める場合がある。

2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除 籍)

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定し、除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
- (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
- (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者
- (6) 死亡した者

## 第5章 進級及び卒業

(進 級)

**第31条** 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

**第32条** 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（医学）の学位を授与する。

2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。

3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（薬学）の学位を授与する。

4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士（看護学）の学位を授与する。

## 第6章 賞 罰

(褒 章)

**第33条** 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、

学生を褒賞することができる。

(懲戒)

**第34条** 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生等懲戒規程に定める。

## 第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

**第35条** 入学金及び学費の額は、別表に定める。

- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

**第36条** 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中で復学した者は、当該学費を納入しなければならない。

- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

## 第8章 研究生

(研究生)

**第37条** 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

## 第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

**第38条** 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。

- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

**第39条** 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

- 第40条** 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については別に定める。

## 第10章 公開講座

(公開講座)

- 第41条** 本学に公開講座を設けることがある。

## 第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

- 第42条** 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

## 第12章 職員組織

(職員組織)

- 第43条** 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、別に定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
  - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
  - 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
  - 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。

- 第44条** 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。

- 第45条** 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。

- 第46条** 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

## 第13章 教授会

(教授会)

- 第47条** 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

#### 第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

#### 第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

#### 附 則

(昭和49年9月30日から令和2年4月1日までは省略)

#### 附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年度1,721名、令和4年度1,740名とする。
- 3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者のうち、平成29年度以前の入学者が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部薬科学科(4年制)を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。
- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者の大阪薬科大学における修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項に規定する修業年限及び在学年限に継承する。
- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に入学者のうち、平成26

年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。

- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部へ転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

#### 附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

#### 附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

#### 附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生（入学時）規程は廃止する。

- 3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

### 附 則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和6年度から令和12年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

2 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として薬学部に設置していた薬科学科（4年制）については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和5年3月31日付で廃止する。

### 附 則

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和7年度から令和13年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

### 附 則

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和8年度から令和14年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

(別表)

(1) 医学部医学科

項目	金額(年額)	備考
入学金	100万円	入学手続時
学費	授業料	188万円
	実習料	34万5千円
	施設拡充費	126万円
	教育充実費	150万円
	100万円	2年次以降

(2) 薬学部薬学科

項目	金額(年額)	備考
入学金	40万円	入学手続時
学費	授業料	120万円
	施設・設備費	60万円

(3) 看護学部看護学科

項目	金額(年額)	備考	
入学金	20万円	入学手続時	
学費	授業料	120万円	
	実習料	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
		30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	30万円	

## 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程

(平成27年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校教育法施行規則第26条第5項に従い、大阪医科薬科大学学則（以下、「学則」という。）第34条に規定する懲戒に関する手続き等について定める。

(対象学生)

**第2条** この規程において懲戒の対象とする学生等とは、学部学生及び大学院生（以下、「学生等」という。）のことをいう。

2 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究学生の取り扱いは、この規程に準ずるものとし、必要な事項は別に定める。

(考え方)

**第3条** 懲戒は、学生等が懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生等の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。

2 懲戒は、対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

(対象行為)

**第4条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
- (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 授業、試験等における不正行為
- (8) その他、公序良俗に反する行為

2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。

(事情聴取)

**第5条** 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学部長又は研究科長は、学長の指示に基づき、遅滞なく保護者又は保証人に当該学生等が懲戒の対象となる可能性がある旨を通知するとともに、次の各号に定める会議において当該学生等に対する事情聴取を行い、事実関係を確認しなければならない。

- (1) 医学部 医学学生生活支援センター会議
- (2) 薬学部 薬学学生生活支援センター運営委員会
- (3) 看護学部 看護学学生生活支援センター会議
- (4) 医学研究科 医学研究科大学院委員会

- (5) 薬学研究科 薬学研究科大学院委員会
  - (6) 看護学研究科 看護学研究科大学院委員会
- 2 当該学部長又は研究科長は、前項の事情聴取にあたり、事前に当該学生等に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生等が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
  - 3 事情聴取を行う際、当該学部長又は研究科長から事前に許可を受けた場合に限り、当該学生等は付添人1名を伴うことができるものとし、また、必要に応じて文書又は代理人による弁明を行うことができる。
  - 4 第3項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、起訴や裁判等の結果を待たなければならない等の特段の事情がある場合は、この限りではない。

(自宅待機)

- 第6条** 学長は、処分が決定するまでの間、当該学生等に対して自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

(懲戒決定までの手続き)

- 第7条** 当該学部長又は研究科長は、第5条の事情聴取の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、当該教授会の意見を聴いて、懲戒が必要であると判断した場合、事情聴取の報告を受けて直ちに懲戒の手続きを開始しなければならない。

(懲戒委員会)

- 第8条** 学長は、前条第2項に基づき、懲戒委員会を設置して検討を行う。
- 2 懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 当該学部長又は研究科長
    - (2) 学生生活支援センター長
    - (3) 教育センター長
    - (4) 研究科大学院委員会委員長（ただし、研究科に係る場合に限る。）
    - (5) 学務部長及び薬学学務部長
    - (6) その他、必要に応じて学長が指名した者（外部有識者含む。） 若干名
  - 3 懲戒委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者をもって充てる。
  - 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 懲戒委員会は、必要に応じて、当該学生等から事情聴取を行うことができる。
  - 6 懲戒委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、裁判の判決等を待つ必要があると認められた場合には、議決を留保することができる。
  - 7 懲戒委員会は、当該事案に係る懲戒等の可否、処分内容等について、報告書を学長に提出しなければならない。

(懲戒種類)

**第9条** 学則第34条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 戒告は、学長が、学生等の行った行為の責任を確認してその将来について口頭及び書面をもって戒めるものとする。
- (2) 停学は、学長が、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。停学期間は在学年限には含むが、修業年限には含まれない。
- (3) 退学は、学長が、学生等としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(懲戒期間)

**第10条** 懲戒の対象期間は、本学の学籍を有する期間とする。

(嚴重注意)

**第11条** 懲戒に相当しない場合でも、学長は、当該教授会の意見を踏まえて当該学生等に訓告あるいは嚴重注意を行うことができる。

- 2 訓告あるいは嚴重注意を受けた当該学生等は、直ちに反省文を学長に提出しなければならない。

(停学期間)

**第12条** 停学の期間は、有期又は無期とする。

(無期停学の解除)

**第13条** 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。

- 2 学長は、無期停学の解除が適当であると認めたときは、6か月を経過する直前又は直近の教授会において、その解除を発議することができる。
- 3 無期停学の解除は、当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生等への通告、保護者及び保証人への通知は、文書をもって行う。

(停学期間中の指導)

**第14条** 当該学部長又は研究科長は、停学期間中、当該学生等に教育的指導を行わなければならない。

- 2 当該学部長又は研究科長は、停学期間中に教育的指導が必要と判断した場合、当該学生等に対して施設の利用及び特定の授業への参加を認めることができる。

(懲戒の発効)

**第15条** 懲戒は、懲戒委員会からの報告及び当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。

- 2 懲戒は、当該学生等に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(通告等)

**第16条** 学長は、当該学生等に対して懲戒の内容を文書により通告する。

- 2 学長は、当該学生等の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

**第17条** 学長は、懲戒を行った場合には直ちに公示しなければならない。

- 2 公示事項は、所属学部又は研究科、学科（専攻）、学年（課程・回生）、懲戒の種類、懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、発効日から1か月とする。ただし、学長が必要と認める場合には期間を変更することがある。
- 4 当該教授会の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、公示の一部又は全部を公開しないことができる。

(不服申立て)

**第18条** 懲戒を課せられた当該学生等は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする当該学生等は、保証人連署のうえ、不服申立書を本部キャンパスの場合は学務部、阿武山キャンパスの場合は薬学学務部に提出しなければならない。

(不服申立審査)

**第19条** 学長は、前条の不服申立てに基づき、当該学部長又は研究科長に対し、当該学生の所属に応じて、第5条第1項第1号から第6号に規定する会議の開催を指示し、審査をさせなければならない。

- 2 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、学生等から提出された不服申立書に基づき審査を行う。
- 3 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
- 4 不服申立てをした当該学生等は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議で懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立て却下を求める旨の意見を学長に行う。
- 6 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の変更を求める旨の意見を学長に行う。
- 7 学長は、第5項及び前項の意見を踏まえ、当該教授会の議を経て、不服申立てをした学生等に審査の結果を通知する。

(再審議)

**第20条** 前条第6項の意見を受けた場合、学長は、直ちに懲戒委員会に再審議を指示しなければならない。

- 2 前項に基づき、懲戒委員会は、第5条から第8条までの規定を準用し、再審議を行う。
- 3 再審議を行う際には、第8条第2項第6号委員として新たに委員を追加するなど、公正性を担保しなければならない。

(懲戒対象者の退学申し出の取り扱い)

**第21条** 学長は、懲戒決定前に当該学生等から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

(懲戒に関する記録)

**第22条** 学長は、懲戒の事実を学籍簿に記録しなければならない。

(所 管)

**第23条** 懲戒に関する事務は、学務部又は薬学学務部が行う。

(雑 則)

**第24条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

**第25条** この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年11月8日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年7月31日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

## 懲戒対象行為及び懲戒の種類

区分	事 項	種 類
I 犯 罪 行 為	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学 又は停学（無期又は有期）
	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	
	④痴漢行為（覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	
	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	
	⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
II 交 通 事 故 ・ 違 反	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学 又は停学（無期）
	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	
	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
	④無免許運転、飲酒運転（ほう助含む。）暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期） 又は戒告

区分	事 項	種 類
Ⅲ 学内秩序を乱す行為	①「学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程」に抵触する行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	②「大阪医科大学 個人情報保護規程」に抵触する行為	
	③「大阪医科大学附属病院個人情報保護規程」に抵触する行為	
	④「学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程」に抵触する行為	
	⑤本学が実施する授業、試験等における不正行為（別表2）	退学 又は停学（無期又は有期）
	⑥飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学 又は停学（無期）
	⑦飲酒を強要し、アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑧未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑨本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑩本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為及び拘束行為等	
	⑪本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑫本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損行為及び不法改築行為等	
	⑬研究活動上の不正行為（データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等）	退学、 停学（無期又は有期） 又は戒告
	⑭反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	
	⑮違法薬物（麻薬、大麻、危険ドラッグ等）と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為	
	⑯その他、本学の秩序を乱して学生の本分に反した行為又は公序良俗に反する行為	

別表 2

本学が実施する授業、試験等における不正行為

事 例		当該科目 単位認定
単位認定に係る 試験時の行為	身代わり受験をすること及び身代わり受験を依頼すること	認定しない ※薬学部については、別に定める規程に基づき、受験科目の無効及び処分を行う
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの	
	答案を交換すること	
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること	
	使用が認められていない又は指定されていないノート又は参考書等を使用すること	
	その他不正な行為と認められること	
単位認定に係る レポートの行為	他人の著作物を盗用すること	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること	
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること	
他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者	認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること		

# 学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程

(平成17年11月15日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）に在籍する教職員及びその他の構成員（契約職員、パートタイム労働者、非正規労働者等も含み、以下、「職員等」という。）並びに本法人が設置する学校の学生・生徒（以下、「学生等」という。）が、教育・研究・診療機関等においてそれぞれの社会的使命を果たすために、お互いに人格を認め合い、個人として尊重される環境を保持し、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント（以下、「妊娠・出産等ハラスメント」という。）及びその他のハラスメント（以下、「ハラスメント等」という。）を防止するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、本法人が設置する施設等に適用する。

(定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメントとは、職員等又は学生等（以下、「職員・学生等」という。）が他の職員等又は学生等（以下、「他者」という。）の人権を侵害し、あるいは他者を不快にさせ、その他就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の性的な言動をいう。
  - ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
  - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
  - ③ うわさの流布
  - ④ 性的な言動により他者の就労意欲又は学習意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
  - ⑤ 交際・性的関係の強要
  - ⑥ 性的な言動への抗議、又は拒否等を行った職員・学生等に対して、解雇や退学その他不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ⑦ その他、他者の人権を侵害し、又は他者に不快感を与える性的言動
- (2) 性暴力とは、以下の行為をいう。
  - ① 性交その他の性的な行為をする又はさせる行為
  - ② 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部に触れる行為
  - ③ 通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影する行為
- (3) パワー・ハラスメントとは、職員・学生等が他者に、地位又は人間関係等の優位性を背景に、業務又は教育・研究上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛

を与える言動又は、就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる言動をいう。なお、安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、パワー・ハラスメントには該当しない。

- (4) 妊娠・出産等ハラスメントとは、職員・学生等が、他者が育児・介護に伴う休業や休学等を申出・取得したことを理由として、当該他者の就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の言動をいう。なお、業務分担や安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、妊娠・出産等ハラスメントには該当しない。
- ① 妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の正当な利用等に関し、解雇や退学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ② 妊娠・出産したことにより、解雇や退学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
  - ③ その他、妊娠・出産・育児・介護に関する不当な言動
- (5) その他のハラスメントとは、職員・学生等が飲酒の強要、喫煙等につまわる不当な行為、威圧、暴言、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害する等、他者を不快にさせる言動をいう。

(管理監督者の責務)

**第4条** 職員・学生等を管理監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意し、ハラスメント等の防止等に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント等に関して職員・学生等へ注意喚起を行い、ハラスメント等に関する認識を深めさせること。
- (2) 職員・学生等の言動に十分な注意を払い、ハラスメント等の行為又はハラスメント等に起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(ハラスメント防止体制)

**第5条** 本法人にハラスメント等防止委員会（以下、「防止委員会」という。）を置く。

(ハラスメント防止体制の組織)

**第6条** 防止委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(防止委員会)

**第7条** 防止委員会は、次の事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント等が発生するような環境、慣習を改善すること。
- (2) ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動を行うこと。
- (3) 相談窓口によせられた苦情相談のうち事実調査が必要と認めた場合は、事実関係の調査を行うこと。
- (4) ハラスメント等の行為者について、必要な措置を講ずるよう理事長に報告すること。

(調査委員会)

**第8条** 防止委員長は、相談員の勧告に基づいて必要と認めた場合は、事実関係を調査するための調査委員会を設置する。

2 調査委員会に関する事項は、別に定める。

(相談窓口)

**第9条** 相談窓口は、職員・学生等からの信ずるに足りる相当の苦情相談に対応する。

2 相談窓口に関しては、別に定める。

(不利益取扱の禁止)

**第10条** ハラスメント等に対する苦情の申し出、苦情等に関わる調査への協力に起因して、職員・学生等が就業又は教育・研究・修学する上で、不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

(プライバシーの保護)

**第11条** 防止委員会及び調査委員会の委員並びに相談窓口の他、当該問題に関して職務上の情報を知り得た者は、関係者のプライバシーの保護を最優先に、その内容について守秘義務を負うものとする。

2 ハラスメント等の対応にあたっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(ハラスメント等の行為に対する措置等)

**第12条** ハラスメント等の事実が認められ、防止措置が必要な場合には、防止委員長は遅滞なくその旨を職員等に関しては理事長に、学生等に関しては理事長並びに学長あるいは校長に報告しなければならない。

2 報告を受けた理事長、学長、校長は、ハラスメント等の防止措置を実施するとともに、行為者の懲戒が必要と判断した場合には、就業規則あるいは学則に基づきその手続きを採る。

(相談者の義務)

**第13条** 相談者は、ハラスメント等の行為者にも人権やプライバシーがあることを十分に認識しなければならない。

(改 廃)

**第14条** この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、次の各号の施設については、契約等に基づき当面の間、譲受又は合併前の体制を保つ。
  - (1) 大阪薬科大学
  - (2) 大阪医科大学三島南病院
  - (3) 訪問看護ステーション
  - (4) ケアプランセンター

**附 則**

この改正は、平成30年3月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の施行日以降は、大阪薬科大学にも適用する。
- 3 この規程の施行に伴い、「大阪薬科大学人権侵害防止等に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関するガイドライン」は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和6年11月7日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和7年7月28日から施行する。

# 学校法人大阪医科薬科大学プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）

（平成21年11月20日制定）

学校法人大阪医科薬科大学（以下、「本法人」という。）は、個人番号及び特定個人情報を含む全ての個人情報の保護に努めるため、この「プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）」を定めます。

## 1. 事業所の名称

学校法人大阪医科薬科大学

## 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本法人は、「個人情報の保護に関する法律」他、関係諸法令及びガイドライン（注釈1参照）を遵守します。

また、個人番号及び特定個人情報の取扱いにおいても、ガイドライン等（注釈1及び2参照）を遵守します。

## 3. 安全管理措置に関する事項

本法人は個人情報保護に関する規則・規程類（注釈2参照）を定め、これらを遵守し、適切な方法により個人情報等の収集、利用、保管、提供、削除・廃棄を行うとともに、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止など適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、匿名加工情報、仮名加工情報についても個人情報の取扱いに準じて対応いたします。

### ・個人情報の収集、利用

本法人は、個人情報の収集及び利用にあたっては、予め個人情報の利用目的を明らかにし、その目的達成のために必要な範囲で、適正かつ公正な手段により行います。

### ・個人情報の管理

本法人に集積された個人情報（以下、「保有個人データ」という。）は、常に正確な内容を保つよう努めます。また、個人情報の紛失、毀損、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、適正な措置を講じ厳正に管理します。

### ・保有個人データに関する業務の外部委託

本法人が、保有個人データに関する業務を外部に委託する場合には、委託業者等に対し漏えいや目的以外の利用を行わないように契約で定め、本法人の必要な監督下において、厳重な管理を行うよう指導します。

### ・保有個人データの第三者への提供

本法人の保有個人データは、あらかじめ本人の同意を得た場合や法令等により例外として取り扱われる場合、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合を除き、原則として第三者への提供はいたしません。

なお、匿名加工情報の第三者提供に当たっては、法令及びガイドラインの定めに従い、必要な事項の公表等を適切に実施いたします。

#### 4. 質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服申立等の窓口

本法人の保有個人データについて、本人から質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服等の申し出があった場合には、以下の部署を窓口とし、本人であることを確認の上、必要な手続きを経て適切に対応いたします。

なお、匿名加工情報、仮名加工情報にかかる質問、苦情等に関しても窓口（付記2参照）で対応いたします。

#### 5. 個人情報に対する学内体制

本法人は、個人情報保護のために「個人情報統括管理者」を置き、かつ、「個人情報保護委員会」を設置し、管理監督のための体制を別途整備することにより、個人情報の保護に努めます。

（平成28年10月11日 一部改正）

（令和3年4月1日 一部改正）

付記)

1. 「仮名加工情報」に関しては、改正個人情報保護法（令和2年6月12日公布）の施行日である令和4年4月1日以降適用する。
2. 「4. 質問、苦情、開示、訂正、削除及び不服申立等の窓口」の対応窓口は以下の通りとする。

（対応窓口）

大阪医科薬科大学総務部総務課

住所：大阪府高槻市大学町2番7号

電話番号：072-684-6218

FAX番号：072-681-3723

e-mail:soumu@ompu.ac.jp

注釈)

1. 関係諸法令及びガイドライン・・・「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」等
2. 個人情報保護に関する規則・規程類・・・「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護規則」、「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護委員会規程」、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する個人番号及び特定個人情報取扱規則」等

## 学校法人大阪医科薬科大学 個人情報保護規則

(令和3年4月1日施行)

(目的)

**第1条** この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）における「学校法人大阪医科薬科大学プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）」（以下、「基本方針」という。）及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下、「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」その他の関係法令の定めるところに基づき、法人に関わる個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、法人の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

**第2条** 用語の定義は、法第2条各項に定めるところによる。

- 2 死者に関する情報であっても、生存する遺族等特定の個人を識別することができる場合には、個人情報として取り扱うものとする。
- 3 この規則における「学生等」とは、法人設置学校の学則に定められた学部学生、大学院生、生徒（保護者・保証人を含む）及びそれに準ずる者であって、現在在籍し、又は過去に在籍した者の他、学校説明会への参加者、入学試験や公開講座等に申し込みをした者、入学試験合格者等現時点で本学における教育を受けようとする者及び過去において教育を受けようとした者も含むものとする。
- 4 この規則における「職員等」とは、現在法人の業務に直接従事している役員・教職員のみならず、役員・教職員になろうとする者及びなろうとした者、又は過去に従事した者を含み、その職名、職制を問わない。

(適用除外)

**第3条** 大学病院で取り扱われる患者等の個人情報については、この規則を適用せず、国の個人情報保護委員会（以下、「国の委員会」という。）及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づく、「大阪医科薬科大学病院個人情報保護の基本方針」及び「大阪医科薬科大学病院個人情報保護規程」の定めるところによる。なお、職員等、学生等が、届け出により、各診療科科長を通じ、病院長の許可を得て大学病院で医療行為に従事する場合には、その際に取り扱う個人情報の管理は、これらに従うものとする。

- 2 付設医療施設で取り扱われる患者等の個人情報については、この規則を適用せず、国の委員会及び厚生労働省が定める「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づく、各施設の基本方針、規程等の定めるところによる。
- 3 医療分野の研究に際して取り扱われる個人情報については、この規則を適用せず、国が定める医学系研究に関する指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」）、「医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律」等の定めるところによる。

- 4 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく特定個人情報等の取扱いその他特定個人情報等の保護については、「学校法人大阪医科薬科大学雇用に関する個人番号及び特定個人情報取扱規則」の定めるところによる。
- 5 法令で個人情報の提供や公表が義務付けられている場合には、この規則は適用しない。

（職員等の責務）

- 第4条** 職員等は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う本人に係る権利利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員等は、この規則及び関係法令を遵守し、職制の指示に従い適正に個人情報を取り扱うとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならないものとし、当該職務を退いた後も同様とする。

（個人情報統括管理者及び管理者）

- 第5条** 法人は、個人情報の保護を適切かつ安全に行い、その責任の所在を明確にするため、個人情報統括管理者（以下、「統括管理者」という。）を置く。
- 2 統括管理者を次の各号のとおり定める。
    - (1) 大阪医科薬科大学の学生等に関する個人情報においては学長
    - (2) 高槻中学校・高等学校の学生等に関する個人情報においては校長
    - (3) 職員等に関する個人情報においては事務局長
  - 3 統括管理者は、個人情報保護について責任と権限を有し、個人情報の管理に関する重要な事項を決定するとともに、法人における個人情報の管理に関する事務を総括し、第6項に定める個人情報管理者に対し、必要な指示及び監督を行わなければならない。
  - 4 統括管理者は、取り扱う個人データについては職員等、学生等を特定し、その利用権限を明確化して、それ以外の者に当該個人データを取り扱わせてはならない。
  - 5 統括管理者は、法、基本方針及びこの規則に従って個人データが取り扱われていることを随時確認し、定期的に点検する。
  - 6 統括管理者は、個人情報を取り扱う各部署の管理職者から個人情報管理者（以下、「管理者」という。）を選出し、当該部署における個人情報保護に係る責任と権限を委譲する。
  - 7 管理者は、当該部署が業務上取得した個人情報について個人情報保護に関する事務を統括し、保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のこれを保護するための適切な管理措置を講じるとともに、自らの部署において個人情報を取り扱う全ての職員に対し、必要な指示及び監督を行わなければならない。

（個人情報保護委員会）

- 第6条** 法人は、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行い、個人情報保護を確実に推進するために、学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- 2 その他、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の取得の制限)

**第7条** 個人情報の適正な取得及び取得に際しての利用目的の通知等については、法第17条及び法第18条の規定による。

- 2 個人情報の取得は、思想、信条及び宗教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項を調査することを目的として行ってはならない。
- 3 個人情報を第三者から取得する場合においては、本人の権利利益を侵害することのないよう十分に留意しなければならない。

(個人データの適正な管理)

**第8条** 管理者は、個人データを利用目的に応じて正確かつ最新の内容に保つなど適正な状態で管理し、個人データに不当なアクセス、個人情報の紛失、不当な変更（改ざん）、破壊（滅失又は毀損）及び漏洩の防止のために必要な安全対策を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人データが保存する必要がなくなり管理不要となった場合には、その記録を復元又は判読が不可能となるよう消去し、又はその記録媒体を漏えい防止の措置を講じた方法により速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 3 個人データを記録した媒体については、原則として法人外へ持ち出してはならない。ただし、管理者が必要と認めた場合については、この限りではない。
- 4 個人データをコンピュータ等によって機械処理するときは、業務上必要な範囲にその機能を限定しなければならず、その具体的な安全管理措置については、学校法人大阪医科大学情報システムに関する基本方針及びその関連規程に定める。

(法人外事業者への委託)

**第9条** 前条第3項の規定にかかわらず、管理者は、その必要な監督の下に、個人データの取り扱いを含む業務の一部、又は全部を法人外事業者へ委託することができる。

- 2 前項の場合において管理者は、法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられることについて、あらかじめ確認し、個人データの保護に関して受託者が遵守すべき事項について当該委託契約書に明記するか、又は、別紙「業務委託に際しての個人情報保護に関する確認書」を取り交わすこととし、その管理状況について、定期的に確認しなければならない。なお、委託先において、再委託される場合は、委託先を通じて又は自らが確認等必要な措置を行うものとし、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 3 管理者は、個人データの取り扱いを含む業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の利用)

**第10条** 個人情報は、その目的を特定して利用しなければならない。また、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

- 2 個人情報をその目的の達成に必要な範囲を超えて利用しようとする場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、法第16条第3項第1号から第4号に定

める場合及び委員会が必要かつ相当の理由があると認めた場合を除く。

(第三者提供の制限)

**第 1 1 条** 個人データの第三者提供の制限については、法第 2 3 条の規定に基づいて取り扱うものとし、第三者への提供に際し、管理者は、当該個人データの提供を受ける者に対し、当該利用目的若しくは利用方法に必要な制限を付し、又は法人の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

2 外国にいる第三者への提供の制限については法第 2 4 条の規定、第三者提供に係る記録の作成等については法第 2 5 条の規定、第三者提供を受ける際の確認等については法第 2 6 条の規定、個人関連情報の第三者提供の制限等については法第 2 6 条の 2 の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

**第 1 2 条** 保有個人データに関する事項の公表等については、法第 2 7 条の規定に基づいて取り扱うものとする。

(個人データの開示請求・訂正請求・利用停止の請求)

**第 1 3 条** 本人は、自己に関する法人の保有個人データの開示を請求することができる。

2 本人は、自己に関する法人の保有個人データの内容が事実と異なっている場合には、その訂正を請求することができる。

3 本人は、自己に関する法人の保有個人データが、利用目的を逸脱して利用された場合、不適正に取得された場合、又は第三者に不正に提供若しくは利用された場合には、当該情報の利用停止、又は消去（以下、「利用停止等」という。）を請求することができる。

(理由の説明と不服の申立て)

**第 1 4 条** 法人は、第 1 3 条の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

2 本人は、自身に関する法人の保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止等請求に対してなされた措置に対して不服があるときは、不服を申立てることができる。

(窓口の設置)

**第 1 5 条** 統括管理者は、個人情報の取り扱いに関する法人内、法人外からの質問、苦情、開示、訂正、削除、利用停止等及び不服申立並びに匿名加工情報、仮名加工情報にかかる質問、苦情等を受付けるための窓口（以下、「窓口」という。）を総務部総務課に置く。

(漏えい等の事故事案への対処)

**第 1 6 条** 個人データの漏えい、滅失若しくは毀損、不当な目的に利用されるなどその他個人情報の安全の確保にかかる事案（以下、「事故事案」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事実を知った職員等は、直ちにその個人情報を管理する管理

者に報告しなければならない。

- 2 法人は、事故事案が発生した場合においては、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事案に関し必要な事項を公表するものとする。また、国が規則で定める個人の権利利益を害するおそれ大きいものに当該事案が該当するときは、国の委員会に報告しなければならない。

(調 査)

**第 17 条** 統括管理者は、個人情報の取り扱いがこの規則に抵触するおそれがあると判断した場合は、その事実について速やかに調査し、委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は統括管理者の調査とは別に独自に調査することができる。

(仮名加工情報及び匿名加工情報)

**第 18 条** 仮名加工情報の作成等は法第 35 条の 2 の規定、第三者への提供の制限等は法第 35 条の 3 の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

- 2 匿名加工情報の作成等は法第 36 条の規定、第三者への提供は法第 37 条の規定、識別行為の禁止は法第 38 条の規定、安全管理措置等は法第 39 条の規定に基づいて、それぞれ取り扱うものとする。

(継続的改善活動及び教育研修等)

**第 19 条** 統括管理者は、個人情報の管理と適切な利用を図るため、継続的な改善活動に努めるとともに、現に個人情報を取り扱う職員等に対し、定期的に基本方針及び個人情報関連の法規・制度等の知識を周知し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護と適切な管理に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。また、この規則を改正した場合には、速やかに公表しなければならない。

(その他)

**第 20 条** この規則に定める各種請求、申立て等の手続きの詳細は、別に規程等に定める。

- 2 この規則及び前項の規程等に定めるもののほか、法人における個人情報の保護に関し必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が定める。

(改 廃)

**第 21 条** この規則の改廃は、理事会が行う。

## 附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項、第 15 条、第 18 条のうち仮名加工情報に関する定めについては、令和 2 年 6 月 12 日公布の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日である令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行により、「大阪医科大学個人情報保護規程」、「大阪薬科大学個人情報保護規程」、「大阪医科大学雇用に関する個人情報管理規則」は廃止する。

## 学校法人大阪医科薬科大学 ソーシャルメディア利用規程

(平成26年10月1日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）が設置する学校、病院等の学生・職員がソーシャルメディアを適正に利用するために必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** ソーシャルメディアとは、Twitter、Facebook、YouTube、Google+、ブログ、掲示板など、インターネットを利用してユーザーが相互にコミュニケーションを行うことのできる情報伝達媒体をいう。

(遵守事項)

**第3条** 利用者は、ソーシャルメディアを利用するに当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関連する法令等を遵守すること。
- (2) 他者の基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等を侵害しないこと。
- (3) 各人の責任を以って正確な情報を発信すること。
- (4) 情報を発信するときは、個人の見解であることを明示すること。
- (5) 学校あるいは病院等の職名などを用いる時は、それぞれの長の許可を得ること。
- (6) 発信した情報が誤っていることが明らかになったときは、誤りを認め、直ちに訂正すること。
- (7) 本法人が設置する学校や病院等あるいはその構成員である学生や職員に関して、誤った情報や誹謗中傷を発見したときは、直ちに報告すること。
- (8) 職務上知り得た情報のうち守秘義務を負う情報は、発信しないこと。ただし、「公益通報者保護法」に基づく情報発信は、この限りではない。
- (9) 本来自らが考えて行うべき学習あるいは業務をインターネットを介して他者に依頼しないこと。
- (10) その他社会的常識を尊重すること。

(違反行為に対する対応)

**第4条** 本規程に定める遵守事項を逸脱する行為が疑われる場合には、調査を行うことがある。

- 2 調査の結果、「就業規則」あるいは「学則」に違反する場合には、それぞれの規則により懲戒することがある。
- 3 調査の結果、個人の名誉を著しく棄損し、あるいは法人の業務を妨害するなど法律に違反する場合には、それぞれに該当する法的な対応をとることがある。

(改 廃)

**第5条** この規程の改廃は、情報企画管理部長が情報システム企画管理委員会に諮って起案し、理事長が決定する。

**附 則**

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

## 生成 AI の取り扱いに関する基本方針について

生成 AI は近年急速に発達し容易に利用することができる状況です。生成 AI はインターネット上に公開されている情報に加えて、利用者が入力した情報を学習し、日々成長し続けるもので、その功罪はそれぞれ極めて大きいものと考えられます。

生成 AI には様々な種類があり、それぞれに特徴があります。大学としては、自らが利用する生成 AI の仕組みを理解して、利点と欠点を研究し、「人間中心の利用」を模索しなければなりません。他方、入力情報が AI に蓄積・利用されるため、予期せぬ情報漏洩のリスクがあり、現時点では個人情報や秘密情報など機微な情報の入力は控える必要があります。

また、生成 AI が利用した情報の中には著作権を有するものや誤ったものもあり、安易な利用は控えなければなりません。

そこで、本学での利用については、学部間協議会の下で教育機構、研究機構、学生生活支援機構および各センター等にて、それぞれの利用目的を明確にして、利用基準を定め、生成 AI の成長に従って利用基準を見直すこととします。

## 学生生活における生成 AI の取り扱いについて

学生生活における、生成 AI 利用についての注意点を下記に示します。

生成 AI は急速に普及し簡単に利用できるようになってきましたが、一方で利活用へのリスクも示されています。生成 AI の出力する情報は、真偽が定かでない情報や出典が明らかでないもの、倫理的な問題のある表現などが含まれている場合があります。また、生成 AI に入力した情報は、AI が学習し他の利用者に用いられるため、意図せずに情報が流出する可能性があります。そのため、自他の個人情報やプライバシー情報、個人を特定した誹謗中傷などを入力しないように注意してください。また、創作活動等の表現結果への誤った利用については、著作権侵害となり得ることも理解しておきましょう。

生成 AI は学習したデータをもとに、新しいデータを生成する機械学習のひとつであり、生成できるものは、文章・画像・音楽など様々あります。生成 AI は、読みやすく見やすい文章を作ってはくれますが、自身の経験や気持ちを代弁してくれる事はありません。またレポート作成などでは同じような内容になりがちで、生成 AI に考えてもらったことがわかってしまいます。学ばないといけないことや伝えたいことは、自身で真摯に考え、言葉を紡いでください。

学生生活支援機構では、今後も生成 AI にまつわる社会情勢を参考にしながら、諸課題への対応について必要に応じてお知らせする予定です。

なお、教育活動並びに研究活動における生成 AI の取り扱いについては、それぞれ教育機構並び研究機構の方針に従ってください。

## 教育における生成A Iの取り扱いについて

本学の成績評価に係る試験や成果物作成過程における生成系人工知能（以下、生成A Iという）の利用については、下記の方針といたします。

本学は、生成A Iのきわめて高い有用性を尊重し、授業担当教員から使用許可がある場合などは、その指示の範囲内で利用することを認めます。  
ただし、生成A Iの利用が大学における教育・研究に与える影響も大きいことから、成績評価に係る試験や成果物作成過程において、生成A Iを用いることは禁止します。本人が作成したものではないと発覚した場合には不正行為とみなします。  
また、学位論文の作成にあたっては、生成A Iのみを用いた学位論文は許可しません。  
遵守できない場合は、大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程第4条1項7号に基づき、処分の対象となります。

### 【背景・理由】

生成A Iは近年急速に発達し容易に利用することができる状況です。生成A Iはインターネット上に公開されている情報に加えて、利用者が入力した情報を学習し、日々成長し続けるもので、その功罪はそれぞれ極めて大きいものと考えられます。

本学での利用については、教育機構、研究機構、学生生活支援機構およびセンター等にて、それぞれの利用目的を明確にして、利用基準を定め、生成A Iの成長に従って利用基準を見直すこととします。

学生の皆さんも新しい技術に基づいて開発された様々な製品や有用なサービスを今後利用する機会が増えることになるでしょう。しかしながら、同時に

- ・生成A Iに入力した情報がA Iの学習データとして使用される可能性があること
  - ・生成A Iやインターネット上の情報には個人情報や機密情報の漏洩など様々な課題を有していること、情報も必ずしも正しいものばかりではないこと
  - ・生成A Iに入力した情報及び出力した情報が著作権に抵触する恐れがあること
- などを心にとめておかななくてはなりません。

インターネットや生成A I等を利用して知識や回答を得るだけでは、真の学びとは言えず、学力向上にもつながりません。

大学における学びでは、課題発見・設定、仮説の構築・検証、実験や調査結果の分析と言ったプロセスが重要であり、その過程では人と人との対話や交流が欠かせません。そのような一つ一つのプロセスも大切にしてほしいと考えます。このことから、教育機構では上記の方針を示すこととします。

### 【参考】 大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程第4条

#### （対象行為）

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
- (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 授業、試験等における不正行為
- (8) その他、公序良俗に反する行為

2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。





# 医学部規程

## 大阪医科薬科大学 医学部規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）が設置する医学部に  
おいて、本学学則（以下、「学則」という。）に基づく必要な事項を定める。

(目 的)

**第2条** 学則に定める本学の目的に基づき、医学部医学科の目的は、次の各号のとおりと  
する。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重を基本に、人々の生き方や価値観を尊重できる豊かな人  
間性を育成する。
- (2) 多様な人材と共同し、医学や医療の分野で国際的に通用する新しい知識や技術を  
創造できる能力を育成する。
- (3) 科学的知識と倫理的判断に基づき、疾病および治療に関する専門知識、情報や技  
術を効果的に活用した医療が実践できる能力を育成する。
- (4) 医師として地域社会の特性を学び、多職種と連携し協働してさまざまな健康課題  
に取り組むことができる能力を育成する。
- (5) 医師として専門能力を自律的に探求し、継続的に発展させる基本的姿勢を育成す  
る。

(授業科目等)

**第3条** 医学部の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数は、別表1に定めるとおりと  
する。

- 2 前項に定める医学部の授業は、講義、チュートリアル、演習、実験、実習及び実技の  
いずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 3 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設  
等以外の場所で学生に履修させることができる。また、学生に海外において履修させ  
る場合においても同様とする。

(履修届)

**第4条** 学生は、各学年次又は各学期の始めに、その学年次又は学期に開講される選択科  
目及び自由科目の中から、履修しようとする授業科目を定めて、学部長に届け出なけ  
ればならない。

- 2 前項の届出は、当該授業科目の授業開始後1週間以内に学務部医学事務課に履修届  
(様式1号)を提出することにより行う。

(履修科目の変更・取消)

**第5条** 前条第1項の定めにより届け出た授業科目を変更し又は取消をしようとするとき

は、学部長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、当該授業開始後2週間以内に、学務部医学事務課に履修科目変更・取消届（様式第2号）を提出することにより行う。

（履修の評価）

**第6条** 授業科目の履修の評価は、別表1の授業科目の細分に従って、当該授業科目の担当の教授、准教授、講師（以下、「担当教員」という。）が行う。

- 2 総合的な学力等の評価は、医学教育センター（以下、「教育センター」という。）が行う。

（履修の評価を受ける資格）

**第7条** 前条に定める授業科目の履修の評価を受けるためには、原則として講義については実授業時間の3分の2以上、実習、演習及び実技については全ての授業時間に出席していなければならない。

（単位算定の基準）

**第8条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。

講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

チュートリアルについては、20時間の授業をもって1単位とする。

演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、講義、チュートリアル及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とすることができる。

（成績の評価）

**第9条** 授業科目の成績の評価は、別表1に掲げる授業科目ごとに当該担当教員が総合的に行う。

- 2 評価は100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀（S）、80点以上89点以下を優（A）、70点以上79点以下を良（B）、60点以上69点以下を可（C）、59点以下を不可（D）と表示する。

（単位の認定）

**第10条** 前条の成績の評価により、合格とする者に所定の単位を認定する。

（GPA）

**第11条** 第9条の評価に対してグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）を算出する。

$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \}$  の累計／履修単位数の合計 (Dの単位数を含む。)

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に該当する授業科目はGPAの算出対象外とする。
  - (1) 合否で判定し、成績の評点を表示しない授業科目
  - (2) 学則第24条により本学における履修とみなし単位を与えるが、成績の評点を表示しない授業科目

(試験)

**第12条** 第6条に定める授業科目の履修の評価のための試験は定期試験及び臨時試験とし、総合的な学力等の評価のための試験は統合的な試験とする。

(定期試験)

**第13条** 定期試験は、別表1にしたがい学年末又は学期末に、学長が一定の期間を定めて行う。

(臨時試験)

**第14条** 臨時試験は、当該授業科目の担当教員、教育センターが必要と認めたとき、適宜行う。

(統合的な試験)

**第15条** 統合的な試験は、別表1にしたがい学長が一定の期間を定めて行う。  
2 統合的な試験には共用試験、臨床実習履修評価試験、総合試験などが含まれる。

(試験の実施方法)

**第16条** 試験の実施方法は、定期試験及び臨時試験については当該授業科目の担当教員が、統合的な試験については教育センターが定める。

(追試験)

- 第17条** 試験を受けなかった者のうち、当該授業科目の担当教員、教育センターが、病気、災害その他やむを得ない理由によって試験を受けることができなかつたと認定した者については、所定の様式(様式3号)による願い出に基づき追試験を行うことができる。
- 2 追試験は次の各号を満たしている場合に、受験することができる。
    - (1) 定期試験の受験資格を満たしていること。
    - (2) 病気その他やむを得ない理由により定期試験の欠席が認められていること。
    - (3) 定められた期間に受験手続きをしていること。
  - 3 追試験の成績評価は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

(再試験)

**第18条** 試験において不合格となった場合は、当該授業科目の担当教員、教育センターが特に必要と認めた場合、再試験を行うことがある。再試験の受験を希望する者は定められた期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

2 再試験は次の各号を満たしている場合に、受験を認めることがある。

(1) 定期試験の受験資格を満たしていること。

(2) 定められた期間に受験手続きをしていること。

3 再試験の成績評価は100点法によって評価し、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。但し、60点以上の得点であってもすべて60点として評価する。

(受験料)

**第19条** 再試験を受験する者は、受験料を納めなければならない。

2 受験料の額は、1科目あたり3千円とする。

(試験に関する不正行為)

**第20条** 試験に関し不正な行為があったと認められた者については、当該授業科目の試験を無効とし、次の学年への進級若しくは卒業判定を受けることができない。

(進 級)

**第21条** 各第1～第6学年次の学年末において、第1～第2学年次は単位未修得者、第3～4学年次及び第6学年次は単位未修得者、統合的な試験の不合格者、第5学年次は単位未修得者、統合的な試験の不合格者、クリニカルクラークシップ総合評価不合格者、以上の者は次の学年次に進級することができない。

2 前項の定めにより進級できなかった者が留め置かれる学年次及び学期は、次の各号のとおりとする。

(1) 第1学年次から第5学年次においては、当該学年次に留め置く。

(2) 第6学年次においては、第6学年次に留め置く。(卒業判定がなされた時から臨床実習に参加することができる。)

**第22条** 前条第2項の規定によりそれぞれの年次に留め置かれた者は、第1～2学年次では、当該学年次で定められなかった授業科目を、第3～6学年次では、当該学年次に履修しなければならない全ての授業科目の授業科目を再履修し、合格しなければ次の学年次に進級することができない。

(休 学)

**第23条** 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として休学することができる。

2 病気その他の理由により修学することが不相当と認められる者については、学長は休

学を命ずることができる。

- 3 休学中の在籍料については、授業料相当額を納付しなければならない。

(休学期間)

**第24条** 休学期間は、引き続き2年を超えることができない。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、学則第7条に定める在学年限に算入しない。

(再入学)

**第25条** 本学を退学した者で、再入学を志願する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当の学年次に入学を許可することがある。再入学の願い出は、退学の日から4年以内に限り、学力等について審議のうえ再入学を許可することがある。

- 2 再入学を願い出る者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
- 3 再入学を許可された者は、学則第15条の規定により入学手続きをしなければならない。
- 4 再入学を許可された者が退学前に修得した単位は認め、退学までの在学年数は学則第7条の在学年限に算入する。

(入学検定料)

**第26条** 入学検定料は6万円、ただし大学入学共通テスト利用選抜は3万2千円とする。

(学費の納入に関する取扱い)

**第27条** 医学部の学費の納入期日、その他納入に関する取扱いは別に定める。

(研究生)

**第28条** 医学部において、学長が認めた場合に限り、研究生を受け入れることができる。

- 2 医学部の研究生を希望する者の中で、他大学の学生である場合は、当該大学との協定等に基づき特別研究生として受け入れることができる。
- 3 特別研究生の教育・研究指導に必要な経費負担は、原則として他大学と協議のうえ決定する。
- 4 学長が認めた場合、特別研究生の指導料、研究料を免除することができる。

(委託生)

**第29条** 委託生を志望する者は、委託機関長からによる所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければならない。

- 2 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て、学部長が別に定め、学長が決定する。

(聴講生)

**第30条** 聴講生を志望する者は、所定の願、その他必要書類を添えて願い出なければな

らない。

- 2 開講する授業科目のうち科目を指定して聴講することができる。
- 3 聴講生に対しては、試験及び単位の授与を行わない。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

**第31条** 単位互換履修生及び科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

- 2 前項の試験に合格した単位互換履修生及び科目等履修生には、所定の単位を与える。
- 3 単位を修得した科目等履修生には、願い出により単位修得証明書を交付する。

(入学又は受入れ時期)

**第32条** 研究生、委託生、聴講生、単位互換履修生及び科目等履修生の入学又は受入れ時期は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときにはこの限りではない。

(納付金)

**第33条** 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生の納付金は、別表2のとおりとする。ただし、研究生又は委託生の研究に要する特別の費用は、それぞれ研究生又は委託機関の負担とする。

(雑 則)

**第34条** この規程の施行に際して必要な事項は、医学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

**第35条** この規程の改廃は、医学部教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 本規定の施行に伴い、平成9年4月1日施行の大阪医科大学 医学部授業科目履修認定方法及び学習の評価・進級・卒業に関する細則は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和3年10月13日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

令和8(2026)年度以降入学者適用

2026.4.1現在

(別表1)

教育課程	授業科目	受講学年次及び単位数						計	必修・ 選択・自由	
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			
総合教育	教養教育	人間科学	1						1	必修
		情報科学	1						1	必修
		セミナーA	1						1	必修*1
		セミナーB								
		大学コンソーシアム大阪							2	必修*2
		医薬連携科学遠隔講座		2						
		スポーツ健康科学	1						1	必修
	教理科学	4						4	必修	
	生命誌	1						1	必修	
	国際言語文化	国際言語文化1(英語)	3						3	必修
		国際言語文化2(独語)	3						3	必修
		医学英語1		1					1	必修
		医学英語2			1				1	必修
		インタラクティブ・イングリッシュI				1			1	自由
		インタラクティブ・イングリッシュII				1			1	自由
	準備教育	グローバル・スタディーズ		1					1	自由
		生命科学1(物理学)	3						3	必修
		生命科学2(化学)	3						3	必修
		生命科学3(生物学)	3						3	必修
		生命科学実習	2						2	必修
物理学(力学)初歩		1						1	自由	
基礎物理学		1						1	自由	
化学通論		1						1	自由	
生物学入門		1						1	自由	
基礎 医学系		人体の構造1(肉眼解剖学)	9						9	必修
	人体の構造2(神経解剖学)	1						1	必修	
	人体の構造3(組織学)		6					6	必修	
	人体の構造4(人体発生学)	1						1	必修	
	人体の機能1(分子生物学)		2					2	必修	
	人体の機能2(生理学)		7					7	必修	
	人体の機能3(生化学)		7					7	必修	
	病気の成り立ち1		4					4	必修	
	病気の成り立ち2			1				1	必修	
	薬物療法1		6					6	必修	
	薬物療法2			1				1	必修	
	薬物療法3				1			1	必修	
	病原体・生体防御1	1						1	必修	
	病原体・生体防御2	2						2	必修	
	病原体・生体防御3	4						4	必修	
	臨床 医学系	診断学入門	3						3	必修
		循環器			3				3	必修
		腎尿路・男性生殖器	1		1				1	必修
		女性生殖器・婦人科腫瘍	2		2				2	必修
		呼吸器	2		2				2	必修
		消化器	2		2				2	必修
		血液	1		1				1	必修
		内分泌・代謝	2		2				2	必修
		アレルギー・免疫	2		2				2	必修
		皮膚	1		1				1	必修
		運動器	1		1				1	必修
		神経	2		2				2	必修
		精神・行動	1		1				1	必修
		妊娠・出産	1		1				1	必修
		成長・発達	1		1				1	必修
		思春期・ホルモン	1		1				1	必修
		加齢・高齢者	1		1				1	必修
		感覚器1(眼科)	1		1				1	必修
		頭頸部・感覚器2(耳鼻科)	1		1				1	必修
		麻酔				1			1	必修
		救急			1				1	必修
		リハビリテーション	1		1				1	必修
		放射線治療・放射線障害				1			1	必修
		腫瘍				1			1	必修
		感染症				1			1	必修
		診断学				3			3	必修
		臨床技能				1			1	必修
		臨床病理学演習					2		2	必修
		社会 医学系	医学・医療と社会I			3			3	必修
			医学・医療と社会II			3			3	必修
地域・産業保健					2		2	必修		
リサーチマインド	死と科学				4		4	必修		
	リサーチマインド					4	4	必修		
データサイエンス	データサイエンス1	1					1	必修		
	データサイエンス2		1				1	必修		
	データサイエンス3					1	1	必修		
医療プロフェッショナルリズム	コミュニケーション学	1					1	必修		
	医学概論	1					1	必修		
	医学心理学・行動科学	3					3	必修		
	早期体験実習1	0.5					0.5	必修		
	早期体験実習2		0.5				0.5	必修		
	多職種連携論1-医療人マインド	1					1	必修		
多職種連携論2-医療と専門職	1					1	必修			
医療プロフェッショナルリズム・ケアマインド				2			2	必修		
臨床実習	臨床実習【コア・CC】(特別演習/実習を含む)					33	33	必修		
	アドバンスド・CC					19	19	必修		
合計		43.5	46.5	37.0	19.0	40.0	19.0	212.0		

\*1については「セミナーA」、「セミナーB」のどちらか1単位修得。  
 \*2については「大学コンソーシアム大阪」、「医薬連携科学遠隔講座」のうち2単位修得。  
 自由科目は、単位認定は行わぬが進級・卒業要件単位数には含まれない。

令和6～7(2024～2025)年度入学者適用

(別表1)

2026.4.1現在

教育課程	授業科目	受講学年次及び単位数						計	必修・ 選択・自由
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年		
総合教育	教養教育	人間科学	1					1	必修
		情報科学	1					1	必修
		セミナーA							
		セミナーB	1					1	必修*1
		大学コンソーシアム京都・大阪							
		医工薬連携科学遠隔講座		2				2	必修*2
		スポーツ健康科学	1					1	必修
		数理学	4					4	必修
		生命誌	1					1	必修
		国際言語文化	国際言語文化1(英語)	3				3	必修
		国際言語文化2(独語)	3				3	必修	
		医学英語1		1			1	必修	
		医学英語2			1		1	必修	
		インタラクティブ・イングリッシュI			1		1	自由	
		インタラクティブ・イングリッシュII			1		1	自由	
		グローバル・スタディーズ		1			1	自由	
		生命科学1(物理学)	3				3	必修	
		生命科学2(化学)	3				3	必修	
		生命科学3(生物学)	3				3	必修	
		生命科学実習	2				2	必修	
	物理学(力学)初歩	1				1	自由		
	基礎物理学	1				1	自由		
	化学通論	1				1	自由		
	生物学入門	1				1	自由		
専門教育	基礎 医学系	人体の構造1(肉眼解剖学)	9				9	必修	
		人体の構造2(神経解剖学)	1				1	必修	
		人体の構造3(組織学)		6			6	必修	
		人体の構造4(人体発生学)		1			1	必修	
		人体の機能1(分子生物学)		2			2	必修	
		人体の機能2(生理学)		7			7	必修	
		人体の機能3(生化学)		7			7	必修	
		病気の成り立ち1		4			4	必修	
		病気の成り立ち2			1		1	必修	
		薬物療法1			6		6	必修	
		薬物療法2			1		1	必修	
		薬物療法3				1	1	必修	
		病原体・生体防御1		1			1	必修	
		病原体・生体防御2		2			2	必修	
		病原体・生体防御3		4			4	必修	
		診断学入門		3			3	必修	
		循環器			3		3	必修	
		腎尿路・男性生殖器			1		1	必修	
		女性生殖器・婦人科腫瘍			2		2	必修	
		呼吸器			2		2	必修	
	消化器			2		2	必修		
	血液			1		1	必修		
	内分泌・代謝			2		2	必修		
	アレルギー・免疫			2		2	必修		
	皮膚			1		1	必修		
	運動器			1		1	必修		
	神経			2		2	必修		
	精神・行動			1		1	必修		
	妊娠・出産			1		1	必修		
	成長・発達			1		1	必修		
	思春期・ホルモン			1		1	必修		
	加齢・高齢者			1		1	必修		
	感覚器1(眼科)			1		1	必修		
	頭頸部・感覚器2(耳鼻科)			1		1	必修		
	麻酔				1	1	必修		
	救急			1		1	必修		
	リハビリテーション			1		1	必修		
	放射線治療・放射線障害				1	1	必修		
	腫瘍				1	1	必修		
	感染症				1	1	必修		
	診断学				3	3	必修		
	臨床技能				1	1	必修		
	臨床病理学演習					2	2	必修	
	社会 医学系	医学・医療と社会I			3		3	必修	
		医学・医療と社会II			3		3	必修	
		地域・産業保健				2	2	必修	
		死と科学				4	4	必修	
	リサーチマインド	リサーチマインド				4	4	必修	
	データサイエンス	データサイエンス1		1			1	必修	
		データサイエンス2			1		1	必修	
データサイエンス3					1	1	必修		
医療プロフェッショナルリズム	コミュニケーション学		1			1	必修		
	医学概論		1			1	必修		
	医学心理学・行動科学		3			3	必修		
	早期体験実習1		0.5			0.5	必修		
	早期体験実習2			0.5		0.5	必修		
	多職種連携論1-医療人マインド		1			1	必修		
	多職種連携論2-医療と専門職			1		1	必修		
	医療プロフェッショナルリズム・ケアマインド				2	2	必修		
臨床実習	コア・CC	臨床実習[コア・CC](特別演習/実習を含む)				33	33	必修	
	アドバンスド・CC	臨床実習[アドバンスド・CC](特別演習/実習を含む)				19	19	必修	
合計		43.5	46.5	37.0	19.0	40.0	19.0	212.0	

\*1については「セミナーA」、「セミナーB」のどちらか1単位修得。  
 \*2については「大学コンソーシアム京都」、「大学コンソーシアム大阪」、「医工薬連携科学遠隔講座」のうち2単位修得。  
 自由科目は、単位認定は行いが進級・卒業要件単位数には含まれない。

令和5(2023)年度入学者適用

(別表1)

2023.4.1現在

教育課程	授業科目	受講学年次及び単位数						計	必修・ 選択・自由	
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			
総合教育	教養教育	人間科学	2					2	必修	
		情報科学	1					1	必修	
		セミナーA								
		セミナーB	2					2	必修*1	
		大学コンソーシアム京都・大阪 医工薬連携科学遠隔講座			2				2	必修*2
	スポーツ健康科学	1						1	必修	
	数理科学	4						4	必修	
	生命誌	1						1	必修	
	国際言語文化	国際言語文化1(英語)		3					3	必修
		国際言語文化2(独語)		3					3	必修
		医学英語1			1				1	必修
		医学英語2				1			1	必修
		インタラクティブ・イングリッシュ I インタラクティブ・イングリッシュ II				1			1	自由
	準備教育	生命科学1(物理学)		4					4	必修
		生命科学2(化学)		3					3	必修
		生命科学3(生物学)		3					3	必修
		生命科学実習		2					2	必修
		物理学(力学)初歩		1					1	自由
		基礎物理学		1					1	自由
		化学通論		1					1	自由
生物学入門			1					1	自由	
人体構造入門コース1(人体発生学)			1					1	必修	
人体構造入門コース2(細胞組織学)			2					2	必修	
専門教育	基礎 医学系	人体の構造1(肉眼解剖学)			9				9	必修
		人体の構造2(組織学)			4				4	必修
		人体の構造3(神経解剖学)			1				1	必修
		人体の機能1(分子生物学)			2				2	必修
		人体の機能2(生理学)			7				7	必修
		人体の機能3(生化学)			7				7	必修
		病気の成り立ち1			4				4	必修
		病気の成り立ち2				1			1	必修
		薬物療法1			6				6	必修
		薬物療法2				1			1	必修
		薬物療法3					1		1	必修
		病原体・生体防御1			1				1	必修
		病原体・生体防御2			2				2	必修
		病原体・生体防御3				4			4	必修
		臨床 医学系	診断学入門				3			3
	循環器					3			3	必修
	腎尿路・男性生殖系					1			1	必修
	女性生殖系・婦人科腫瘍					2			2	必修
	呼吸器					2			2	必修
	消化器					2			2	必修
	血液					1			1	必修
	内分泌・代謝					2			2	必修
	アレルギー・免疫					2			2	必修
	皮膚					1			1	必修
	運動器					1			1	必修
	神経					2			2	必修
	精神・行動					1			1	必修
	妊娠・出産					1			1	必修
	成長・発達					1			1	必修
	思春期・ホルモン					1			1	必修
	加齢・高齢者					1			1	必修
	感覚器1(眼科)						1		1	必修
	頭頸部・感覚器2(耳鼻科)						1		1	必修
	麻酔						1		1	必修
	救急					1		1	必修	
リハビリテーション					1		1	必修		
放射線治療・放射線障害					1		1	必修		
腫瘍					1		1	必修		
感染症					1		1	必修		
診断学					5		5	必修		
臨床技能1					1		1	必修		
臨床技能2					1		1	必修		
社会 医学系	医学・医療と社会 I				3			3	必修	
	医学・医療と社会 II				3			3	必修	
	地域・産業保健					2		2	必修	
リサーチマインド	死と科学					4		4	必修	
	リサーチマインド						4	4	必修	
データサイエンス	データサイエンス1		1					1	必修	
	データサイエンス2			1				1	必修	
	データサイエンス3						1	1	必修	
医療プロフェッショナルリズム	コミュニケーション学		1					1	必修	
	医学概論		1					1	必修	
	医学心理学・行動科学		3					3	必修	
	早期体験実習1		0.5					0.5	必修	
	早期体験実習2			0.5				0.5	必修	
	多職種連携論1-医療人マインド		1					1	必修	
	多職種連携論2-医療と専門職			1				1	必修	
医療プロフェッショナルリズム・コア1				2			2	必修		
医療プロフェッショナルリズム・コア2					1		1	必修		
臨床実習	コア・CC						33	33	必修	
	アドバンスド・CC							19	必修	
合計			39.5	46.5	43.0	24.0	38.0	19.0	216.0	

\*1については「セミナーA」、「セミナーB」のどちらか2単位修得。  
 \*2については「大学コンソーシアム京都」、「大学コンソーシアム大阪」、「医工薬連携科学遠隔講座」のうち2単位修得。  
 自由科目は、単位認定は行わぬが進級・卒業要件単位数には含まれない。

# 令和4(2022)年度入学者適用

(別表1)

2023.4.1現在

教育課程	授業科目	受講学年次及び単位数							計	必修・自由 選択・自由
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			
総合教育	一般教養	人間科学	2						2	必修
		情報科学	0.5						0.5	〃
		セミナー1	2						2	〃
		セミナー2	2						2	〃
		大学コンソーシアム京都・大阪 医工薬連携科学遠隔講座			2				2	必修*
	準備教育	生命科学1(物理学)	6						6	必修
		生命科学2(化学)	4						4	〃
		生命科学3(生物学)	4						4	〃
		生命科学1実習(物理学)	1						1	〃
		生命科学2実習(化学)	1						1	〃
		生命科学3実習(生物学)	1						1	〃
		スポーツ健康科学	1						1	〃
		教理科学	6						6	〃
		生命誌	1						1	〃
専門教育	基礎 医学系	人体構造入門コース1(人体発生学)							2	〃
		人体構造入門コース2(細胞組織学)	2.5						2.5	〃
		人体の構造1(肉眼解剖学)		9					9	〃
		人体の構造2(組織学)		4					4	〃
		人体の構造3(神経解剖学)		1					1	〃
		人体の機能1(分子生物学)		2					2	〃
		人体の機能2(生理学)		7					7	〃
		人体の機能3(生化学)		5.5					5.5	〃
		人体の機能2実習(生理学)		0.5					0.5	〃
		人体の機能3実習(生化学)		1					1	〃
	臨床 医学系	病気の成り立ち1		4					4	〃
		病気の成り立ち2			1				1	〃
		薬物療法1		6.5					6.5	〃
		薬物療法2			1				1	〃
		薬物療法3				1			1	〃
		病原体・生体防御1			1				1	〃
		病原体・生体防御2		2					2	〃
		病原体・生体防御3			4				4	〃
		診断学入門				3			3	〃
		循環器				3			3	〃
腎尿路・男性生殖器				1			1	〃		
女性生殖器・婦人科腫瘍				2			2	〃		
呼吸器				2			2	〃		
消化器				2			2	〃		
血液				1			1	〃		
内分泌・代謝				2			2	〃		
アレルギー・免疫				2			2	〃		
皮膚				1			1	〃		
運動器				1			1	〃		
神経				2			2	〃		
精神・行動				1			1	〃		
感覚器1(眼科)					1		1	〃		
頭頸部・感覚器2(耳鼻科)					1		1	〃		
妊娠・出産					1		1	〃		
成長・発達					1		1	〃		
思春期・ホルモン					1		1	〃		
加齢・高齢者					1		1	〃		
麻酔					1		1	〃		
救急					1		1	〃		
リハビリテーション					1		1	〃		
放射線治療・放射線障害					1		1	〃		
腫瘍					1		1	〃		
感染症					1		1	〃		
診断学					5		5	〃		
臨床技能1				1			1	〃		
臨床技能2					1		1	〃		
社会 医学系	医学・医療と社会			8				8	〃	
	地域・産業保健 死と科学				2			2	〃	
国際言語文化	国際言語文化1(英語)	4						4	〃	
	国際言語文化2(独語)	4						4	〃	
	医学英語1		1					1	〃	
	医学英語2			1				1	〃	
	医学英語3				0.5			0.5	〃	
学生研究	インタラクティブ・イングリッシュⅠ					1		1	自由	
	インタラクティブ・イングリッシュⅡ					1		1	自由	
	学生研究1	1						1	必修	
データサイ エンス	学生研究2				4			4	〃	
	学生研究3				1			1	〃	
	データサイエンス1	1.5						1.5	〃	
医療プロ フェッショ ナリズム	データサイエンス2		1					1	〃	
	データサイエンス3					1		1	〃	
	コミュニケーション学	2						2	〃	
	医学概論	1						1	〃	
	医学心理学・行動科学	3.5						3.5	〃	
	早期体験実習1	0.5						0.5	〃	
	早期体験実習2		0.5					0.5	〃	
	多職種連携論1-医療人マインド	1						1	〃	
多職種連携論2-医療と専門職			1				1	〃		
臨床実習	医療プロフェッショナルリズム・コア1				2			2	〃	
	医療プロフェッショナルリズム・コア2					1		1	〃	
アドバンスト・CC	臨床実習[コア・CC](特別演習/実習を含む)						33	33	〃	
	臨床実習[アドバンスト・CC](特別演習/実習を含む)						19	19	〃	
合計		54.5	47.0	45.0	29.5	34.0	19.0	231.0		

\*については大学コンソーシアム京都、大学コンソーシアム大阪、医工薬連携科学遠隔講座のうち2単位修得。自由科目は、単位認定は行われないが進級・卒業要件単位数には含まれない。

# 令和3(2021)年度入学者適用

(別表1)

2023.4.1現在

教育課程	授業科目	受講学年次及び単位数							計	必修・ 選択・自由
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年			
総合教育	一般教養	人間科学	2						2	必修
	情報科学	0.5						0.5	〃	
	セミナー1	2						2	〃	
	セミナー2	2						2	〃	
	大学コンソーシアム京都・大阪									
	医工業連携科学遠隔講座			2					2	必修*
	生命科学1(物理学)	6						6	必修	
	生命科学2(化学)	4						4	〃	
	生命科学3(生物学)	4						4	〃	
	生命科学1実習(物理学)	1						1	〃	
	生命科学2実習(化学)	1						1	〃	
	生命科学3実習(生物学)	1						1	〃	
	スポーツ健康科学	1						1	〃	
	教理科学	6						6	〃	
生命誌	1						1	〃		
人体構造入門コース1(人体発生学)	2						2	〃		
人体構造入門コース2(細胞組織学)	2.5						2.5	〃		
専門教育	基礎 医学系	人体の構造1(肉眼解剖学)		9					9	〃
		人体の構造2(組織学)		4					4	〃
		人体の構造3(神経解剖学)		1					1	〃
		人体の機能1(分子生物学)		2					2	〃
		人体の機能2(生理学)		7					7	〃
		人体の機能3(生化学)		5.5					5.5	〃
		人体の機能2実習(生理学)		0.5					0.5	〃
		人体の機能3実習(生化学)		1					1	〃
		病気の成り立ち1		4					4	〃
		病気の成り立ち2			1				1	〃
		薬物療法1		6.5					6.5	〃
		薬物療法2			1				1	〃
		薬物療法3				1			1	〃
		病原体・生体防御1			1				1	〃
	病原体・生体防御2			2				2	〃	
	病原体・生体防御3				4			4	〃	
	臨床 医学系	診断学入門				3			3	〃
		循環器				3			3	〃
		腎尿路・男性生殖器				1			1	〃
		女性生殖器・婦人科腫瘍				2			2	〃
		呼吸器				2			2	〃
		消化器				2			2	〃
		血液				1			1	〃
		内分泌・代謝				2			2	〃
		アレルギー・免疫				2			2	〃
		皮膚				1			1	〃
		運動器				1			1	〃
		神経				2			2	〃
		精神・行動				1			1	〃
		感覚器1(眼科)					1		1	〃
		頭頸部・感覚器2(耳鼻科)					1		1	〃
		妊娠・出産					1		1	〃
		成長・発達					1		1	〃
		思春期・ホルモン					1		1	〃
加齢・高齢者						1		1	〃	
麻酔						1		1	〃	
救急					1		1	〃		
リハビリテーション					1		1	〃		
放射線治療・放射線障害					1		1	〃		
腫瘍					1		1	〃		
感染症					1		1	〃		
診断学					5		5	〃		
臨床技能1				1			1	〃		
臨床技能2					1		1	〃		
社会 医学系	医学・医療と社会			8				8	〃	
	地域・産業保健				2			2	〃	
	死と科学				4			4	〃	
国際言語文 化	国際言語文化1(英語)	4						4	〃	
	国際言語文化2(独語)	4						4	〃	
	医学英語1		0.5					0.5	〃	
	医学英語2			1				1	〃	
	医学英語3				0.5			0.5	〃	
インタラクティブ・イングリッシュⅠ				1			1	自由		
インタラクティブ・イングリッシュⅡ				1			1	自由		
学生研究	学生研究1	1						1	必修	
	学生研究2				4			4	〃	
	学生研究3				1			1	〃	
データサイ エンス	データサイエンス1	1.5						1.5	〃	
	データサイエンス2		1					1	〃	
	データサイエンス3					1		1	〃	
医療プロ フェッショ ナリズム	コミュニケーション学	2						2	〃	
	医学概論	1						1	〃	
	医学心理学・行動科学	3.5						3.5	〃	
	早期体験実習1	0.5						0.5	〃	
	早期体験実習2		0.5					0.5	〃	
	多職種連携論1-医療人マインド	1						1	〃	
	多職種連携論2-医療と専門職			1				1	〃	
医療プロフェッショナルリズム・コア1				2			2	〃		
医療プロフェッショナルリズム・コア2					1		1	〃		
臨床実習	コア・CC					33		33	〃	
	アドバンスト・CC						19	19	〃	
合計		54.5	46.5	45.0	29.5	34.0	19.0	230.5		

\*については大学コンソーシアム京都、大学コンソーシアム大阪、医工業連携科学遠隔講座のうち2単位修得。  
自由科目は、単位認定は行方が進級・卒業要件単位数には含まれない。

(別表2) 研究生等納付金

<医学部医学科>

	費目	金額	摘要
研究生	指導料(月額)	10,000円	
	研究料(月額)	20,000円 10,000円	卒業生
委託生	指導料(月額)	20,000円	
	研究料(月額)	60,000円以上	金額は研究内容その他を考慮して定める。
聴講生	聴講料(1科目)	10,000円	
科目等履修生	授業料(1科目)	20,000円	
	授業料(1科目)	60,000円	





学生生活の手引き

2026



『学生生活の手引き 2026』PDF版

学務部 医学事務課

本部キャンパス 新講義実習棟 4階

薬学学務部 学生課

阿武山キャンパス C棟 1階

学務部 看護学事務課

本部北キャンパス 看護学部棟 1階